

令和8年度
防災重点農業用ため池緊急整備事業
前堰地区
いすみ市新田野地先

前堰ため池附帯工事 設計書

夷隅農業事務所

防災重点農業用ため池緊急整備事業
前堰ため池附帯工事 設計書

施 工 場 所	いすみ市新田野地先			
工 事 内 容	附帯工	N=	1.0	式
	水門据付工	N=	1.0	基

工 事 費	金	円也
消費税相当額	金	円也
請 負 工 事 費	金	円也

令和8年度

防災重点農業用ため池緊急整備事業 前堰地区

前堰ため池附帯工事

特 別 仕 様 書

夷隅農業事務所

令和 8 年度 防災重点農業用ため池緊急整備事業 前堰地区 前堰ため池附帯工事

特 別 仕 様 書

第 1 章 総則	本工事の施工に当たっては千葉県制定「土木工事等共通仕様書」に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。
第 2 章 工事内容	
1 目的	この工事は、前堰地区ため池整備事業計画に基づきため池を改修するものである。
2 工事場所	いすみ市新田野地先
3 工事概要	この工事は、ため池附帯工で、その概要は次のとおりである。 ・附帯工 N= 1 式
4 工事数量	別紙工事数量表のとおりである。
第 3 章 施工条件	
1 工程関係	貯水開始は、令和 9 年 3 月上旬を予定しているため、地元の貯水開始準備作業に支障がないよう現場作業は、注意すること。
2 部分引渡	該当なし
3 工事期間	工事期間には、雨天・休日等（日曜日・祝祭日及び作業期間内の全土曜日）を見込んでいる。
第 4 章 現場条件	
1 土質	この工事の土質は、粘性土を想定している。
2 関連工事	該当なし
3 第 3 者に対する措置	（1）騒音、振動対策 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに関係法規を遵守し、地域住民に事前に連絡するなどの協調をはかり、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 （2）排出ガス対策 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良工事等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 5 8 年 2 月 2 8 日付け 5 8 構改 D 第 1 4 7 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装着の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	備考
・バックホウ ・ブルドーザ ・振動ローラー ・発動発電機	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw～ 260kw) を搭載した建設機 械に限る

備考

道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車者検証の交付を受けているものを除く。

(3) 濁水処理対策

汚濁水等を直接河川等に流さないよう施工方法に注意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設等）施設を設ける等、十分注意するものとする。

(4) 安全対策

- 1) 重機や資材の搬入時は、一般交通の支障とならないよう十分に配慮し、交通安全に万全を期さなければならない。
- 2) 本工事における交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、条件変更などに伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
国道465号	1名/日	交通誘導警備員B	昼間	無

(5) 重量制限

該当なし

	(6) 公害対策 公道等の路面を汚濁した場合は、速やかに清掃すること。 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
4 環境対策等	(1) 本工事で使用する軽油については、J I S 規格軽油を使用すること。 (2) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。 (3) 受注者は、千葉県が運用を開始している千葉県庁エコオフィスの構成要素をなす「公共事業における環境配慮」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
5 関係機関との調整	(1) 工事支障物件等 工事区域および隣接する市道については水道管等が埋設されている場合があるため、施工する際には関係機関の立ち会いのもと実施すること。 その他、疑義がある場合は監督職員と協議すること。 (2) 工事用道路関係 資材等の運搬路として使用した道路の補修等が必要となった場合は受注者の責任において、速やかに補修すること。
6 建設副産物	(1) 共通事項 1) 建設副産物 「千葉県建設リサイクル推進計画 2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2020 ガイドライン等」に基づき、下記事項により、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。 また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況(実績)について、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を作成し、格納した電子データと出力した様式を各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

	なお、上記各計画書及び各実施書の作成にあたっては、「建築副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて登録・作成しなければならない。 ○作成対象工事 受注金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設副産物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設副産物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提示すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設副産物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの（受渡確認伝票）を提示すること。 3) 建設リサイクル法 a) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 ア. 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年度法律 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
--	--

	ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 イ. 受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等した施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面に添付する資料は「建設リサイクル推進計画 2020 ガイドライン」に定めた様式 1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式 2[再生資源利用促進計画書(実施書)]とし、実施書の作成に用いたシステム(COBRIS)によることができる。 b) 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項 ア. 建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対して、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面(説明書)を提出し説明を行うこととする。 イ. 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。 ウ. 書面は施工計画書に添付するものとする。 (2) 建設発生土 本工事の表土はぎ、岩掘削により発生する建設発生土 457m³ については、いすみ市岬町桑田 57 番地 1 地外(片道運搬 7.3 km)に運搬するものとする。 なお、事情により上記区域への搬出が難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 廃プラスチック 本工事により発生する廃プラスチック 398kg は、いすみ市岬町江場土地先片道運搬距離 13.2km の(株)イタミエコテックに運搬し、処理するものとする。 なお、本工事で搬出する廃プラスチックは、搬出前に水で土を洗い流すこと。 なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により下記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
--	--

第5章 仮設備																			
1 指定仮設	該当なし																		
2 任意仮設	本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。																		
第6章 工事用地等	いすみ市新田野 2214-1、2218 は発注者で借地済である。 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 工事施工上必要な用地の返還に当たっては使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。																		
第7章 貸与設備	該当なし																		
第8章 支給材料	該当なし																		
第9章 工事用電力	この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。																		
第10章 工事材料																			
1 規格及び品質	この工事で使用する主要材用の規格品質は資材集計表に記載のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 この工事で使用する主要材用の規格品質は資材集計表に記載のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 コンクリートは生コンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりである。 <table><tr><td>呼び強度 (N/mm2)</td><td>SL (cm)</td><td>MS (mm)</td><td>W / C (%)</td><td>セメント の種類</td><td>使用目的</td></tr><tr><td>21</td><td>8</td><td>25</td><td>55 以下</td><td>B・B</td><td>鉄筋コンクリート</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65 以下</td><td>B・B</td><td>基礎コンクリート</td></tr></table> なお、アルカリ骨材反応抑制対策は次のいずれかを行うものとするが、1) および2) を優先し、その対策について監督職員に報告するものとする。	呼び強度 (N/mm2)	SL (cm)	MS (mm)	W / C (%)	セメント の種類	使用目的	21	8	25	55 以下	B・B	鉄筋コンクリート	18	8	25	65 以下	B・B	基礎コンクリート
呼び強度 (N/mm2)	SL (cm)	MS (mm)	W / C (%)	セメント の種類	使用目的														
21	8	25	55 以下	B・B	鉄筋コンクリート														
18	8	25	65 以下	B・B	基礎コンクリート														

2 見本または資料提出	1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m³に含まれるアルカリ総量を Na 2 O 換算で 3. 0 kg 以下にする。 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 J I S R 5 2 1 1 高炉セメントに適合する高炉セメント B 種（スラグ混合比 4 0 % 以上）または C 種、あるいは J I S R 5 2 1 3 フライアッシュセメント B 種（フライアッシュ混合比 1 5 % 以上）または C 種、もしくは混和材ポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中 1 回／6 ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験期間で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認するとともに、J I S A 1 8 0 4 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、骨材の採取には受注者が立会うことを原則とする。 下記に示す工事材料は、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し承認を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 また、コンクリート二次製品については、「1 規格及び品質」で示す 1) から 3) のアルカリ骨材反応抑制対策のうち、いずれかの対策を講じるかをあわせて報告するものとする。 ただし、対策を講じる前に製造された製品は、受注者が立会い使用した骨材を採取し、試験を行い、結果を報告するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸出し防止材</td><td>カタログ等</td></tr> <tr> <td>セメント系固化材</td><td>試験成績表等</td></tr> <tr> <td>山砂</td><td>試験成績表等、粒度分析表</td></tr> <tr> <td>碎石類</td><td>試験成績表等、粒度分析表</td></tr> <tr> <td>J I S 規格製品以外のもの</td><td>カタログ、試験成績書、見本、分析表、色見本等のうち必要なもの</td></tr> </tbody> </table>	材料名	提出物	吸出し防止材	カタログ等	セメント系固化材	試験成績表等	山砂	試験成績表等、粒度分析表	碎石類	試験成績表等、粒度分析表	J I S 規格製品以外のもの	カタログ、試験成績書、見本、分析表、色見本等のうち必要なもの
材料名	提出物												
吸出し防止材	カタログ等												
セメント系固化材	試験成績表等												
山砂	試験成績表等、粒度分析表												
碎石類	試験成績表等、粒度分析表												
J I S 規格製品以外のもの	カタログ、試験成績書、見本、分析表、色見本等のうち必要なもの												

3 監督職員の検査または試験

第11章 施工

1 一般事項

2 中間検査

該当なし

設計図書を熟読し、施工内容を十分把握すること。特に完成時確認が困難な工種については直接測定、撮影記録等による施工管理を十分に行うこと。また、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。不明な点については監督職員と打合せを行うこと。

(1)水準点

本工事で使用する水準点は、令和4年度前堰路線測量業務で水準測量を実施した水準点を使用すること。

(2)検測又は確認

この工事の検測、確認を下記の段階で受けなければならない。

工種	作業段階	備考
地盤改良工（堤体築堤土）	地盤改良後	改良深、幅、施工延長
カットオフ掘削	掘削完了時	掘削深、幅、施工延長
遮水シート布設工	布設前、完了時	布設面、幅、施工延長
盛土工	完了時	基準高、幅、施工延長

本工事は、千葉県建設工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし、中間検査を実施する。

(1) 中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工事を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来高部分の出来高確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

(3) 工種及び項目・時期は次の表のとおりとする。

	工種	作業段階	備考
	地盤改良工（堤体下流）	地盤改良後	改良深、幅、施工延長

3 堤体工

(1) 掘削工

- 掘削土は、ストックヤードに集積する。
- 掘削作業は、降水量おおむね 5mm 以上の場合、あるいは現場状況を判断して作業不可能な場合は直ちに作業を停止する。
- ストックヤードでの土管理は、雨水などが入らないよう、シート等でおおい管理をすること。
- 構造物の施工箇所は、基礎地盤の状況、高さを確認しながら掘削を行い、丁寧に整形すること。

(2) 盛土工

- まきだしの際に草木根や石が混入している場合は、取り除くこと。
- 転圧作業は、仕上り厚 30cm、転圧回数 6 回以上を目安としているが、仕上り厚 60cm 毎に行う現場試験において、工事施工管理基準で定めている規格値を求める。現場試験の結果が出るまで次層の施工は行わないこと。締固めが不十分な場合は、再度転圧、現場試験を行い、十分な締固め度を確認すること。
- 機械施工ができない部分については、タンパ、コンパクタ等で入念に仕上げる。床堀部の盛土には、基礎及び遮水土の接触を密にし、湧水がある場合には監督職員と協議するものとする。
- 降雨、降雪その他の事由により過度に加湿・乾燥土となった盛土用土は利用してはならない。まきだした土は、その日のうちに締固めを完了することを原則とする。
- 法面部の盛土については、0.5m～1.0m 程度の広さまでまき出しし、十分締固めを行い、はみ出した部分は盛土完了後に切り取って仕上げるものとする。
- 霜柱等の凍結した表土は、除去して転圧する。盛土の施工中において、用土の不足、転圧の不十分、受注者の不注意による湧水、盛土と法面の崩壊などがあった場合には、その部分及びこれに関連する部分の盛土について再施工を命ずることがある。
- 築堤現場は、常に排水を十分にし、雨水等が盛土部分に残留しないよう緩勾配となるよう仕上げなければならない。

第 1 2 章 施工管理	8) 現堤体 (旧堤) は、比較的高含水比な粘土で築造されている場合が多く、掘削後に時間の経過とともにレンズ状のクラックが発生し、未処理のまま施工すると漏水の原因となるので、このクラックが発生したら除去した後まきだし転圧をする。 (3) 遮水シート布設工 遮水シート布設工を施工する際には、段切部を整形し、遮水シートの設置面を平滑にしてから、布設すること。 (1) 工事の施工管理は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」により実施する。 (2) 工事写真における黒板情報の電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、電子情報として被写体画像と同時に黒板の記載情報を記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで、工事写真における黒板情報の電子化を実施するものとし、以下の 1) から 4) のすべてを実施するものとする。 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等 (以下、「機器等」という。) は、工事施工管理基準 (農業農村整備事業) 第 1 土木工事施工管理基準 第 3 項 撮影記録による出来形管理※ に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能 (改ざん検知機能) を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 a) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が選定及び調達するものとする。使用機器等の事例として、URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) 記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この事例中の機器に使用を限定するものではない。 b) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等について、工事着手前に提示するものとする。 c) 機器等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に
---------------------	---

第13章 電子納品	要する費用に含まれる。機器等の導入に係る費用とは、工事写真における黑板情報の電子化の実施に必要な機器等の機械経費及び電算使用料等を指す。 3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い a) 受注者は、1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。 b) 本工事の工事写真の取扱いは、「工事施工管理基準（農業農村整備事業）第1 土木工事施工管理基準 第3項 撮影記録による出来形管理」※ 及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 c) a) に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 d) 黑板情報の電子化を実施した場合は、従来の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 a) 受注者は、3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 b) 受注者は納品時に URL (https://www.jcmsia.org/kokuban) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフトを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ、工事打合せ簿により提出するものとする。 c) 提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 (1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは「工事完成図書の電子納品要領（案）：以下「要領」という」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部を提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。 なお、電子納品の運用に当たっては、「電子納品運用ガイド
------------------	---

	ライン（案）」を参考にするものとする。 (3) 工事完成図書の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出をすること。 (4) 本工事の電子成果品は（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）による一元保管管理の対象とする。本契約締結後、センターへの登録申請をすみやかに行うとともに申請後に発行される。「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」は監督職員へ提出すること。また契約変更等に伴う修正申請も遅滞なく行う必要があるが、その都度の「事前受付書」提出は求めない。完成検査において合格と認められた電子媒体副本については、原則として検査後一週間以内に、最終版の「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」（監督職員記名済写し）を添えてセンターへ送付すること。 (5) 本工事の電子成果品は土木工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。
第14章 条件変更 の補足説明	この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は以下のとおり。 ・ 掘削土の土質 ・ 転石の出現 ・ 破碎帯の出現 ・ 基礎地盤線の変更 ・ 異常湧水の出現 ・ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ・ 地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と現場試験による改良後強度 ・ その他
第15章 設計変更	(1) 設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18から1-1-20に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和3年1月」によることとする。 (2) 運搬費及び準備費の設計変更について 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じ

	た場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、内訳書を精査したうえで、「実績額」と「率計上額」の差額を、共通仮設費積上分に計上する。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 (3) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
--	--

	3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
第16章 三者会議	三者会議は、公共工事の品質及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。 本工事では、施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。 施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。
第17章 公共事業関係調査に対する協力	本工事の実施に伴い、調査依頼があった場合は協力すること。 なお、調査要領等については、監督職員の指示によるものとする。

第18章 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行要領」に基づき行うこと。
第19章 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
第20章 快適トイレ	(1) 本工事は、快適トイレ対象工事である。 (2) 受注者は、当該工事の現場に快適トイレを設置する場合は、事前に工事打合せ簿により設置基数、設置期間、仕様について、監督職員と協議すること。 (3) 快適トイレは、以下の1)～11)の仕様を満たすこと。なお、12)～17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。 【トイレに求める機能】 ※必須 1) 洋式便器 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） 3) 臭い逆流防止機能 4) 容易に開かない施錠機能 5) 照明設備 6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 ※必須 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） 9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置） 10) 鏡と手洗器 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 ※任意 12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない） 13) 擬音装置（機能を含む） 14) 着替え台 15) 臭気対策機能の多重化 16) 室内温度の調整が可能な設備 17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等） (4) 快適トイレの設置に要する費用は、通常の仮設トイレとの差額として、1基あたり51,000円/月を上限に、発注者が負担する。ただし、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、費用負担の対象としない。 (5) 発注者が費用負担する快適トイレは、1現場1基まで

	とする。ただし、男女別に設置する場合には、1 現場 2 基までとする。 (6) 発注者が負担する快適トイレの設置に要する費用は、設計変更で対応する。 (7) 受注者は、快適トイレに係る支出実態のわかる資料を、監督職員に提出すること。 (8) 受注者は、発注者が快適トイレに関するアンケートを実施する場合は、監督職員が指定した期日までにアンケートを提出すること。
第 2 1 章 週休 2 日制適用工事	(1) 本工事は、週休 2 日制適用工事である。 (2) 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休 2 日達成相当の経費を補正している。 (3) 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。 (4) 受注者が、工事着手前に週単位の週休 2 日の取組を希望し、なおかつ対象期間内での週単位の週休 2 日相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。 (5) 週休 2 日制の実施にあたっては、「千葉県農業農村整備事業における週休 2 日制適用工事試行要領（令和 7 年 1 0 月版）」に基づき行うこと。
第 2 2 章 I C T 活用工事について	(1) 本工事は、I C T 施工技術の活用による建設現場の生産性向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3 次元データを用いた情報化施工技術を活用する I C T 活用工事の試行工事である。 【対象工事】ため池改修工、地盤改良工 (2) 試行工事を実施する場合は、契約後、施工計画書の提出までに「I C T 活用工事計画書」により発注者と協議を行い、協議が整った場合に I C T 施工技術を活用した工事を試行できるものとする。 (3) I C T 活用工事を実施する場合は、実施した施工技術の内容に応じて、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）や「千葉県農業農村整備事業における I C T 活用工事試行要領」（以下、試行要領）に基づいて、設計変更を行い、必要な経費を計上する。 (4) 試行工事の実施の詳細は、試行要領によるものとする。

第 2 3 章 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事について	(1) 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。 (2) 受注者は、工事の締結後、工事着手前に C C U S 活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。 (3) 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップ活用工事試行要領」に基づき行うこと。
第 2 4 章 情報共有システムの活用について	(1) 本工事は、情報共有システムの対象工事である。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。 (2) 実施に当たっては「千葉県農業農村整備事業情報共有システム実施要領」に基づくものとする。
第 2 5 章 遠隔臨場	本工事について遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。 1 「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事(以下、「本試行工事」という。)」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は「千葉県農業農村整備事業における建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施する。 2 試行内容 (1) 段階確認・材料確認、立会での確認 ①受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影した映像と音声をスマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。 ②確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保存する。(従来の立会資料の管理同様とする。) ③ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル ; Wearable)なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だ

第 2 6 章 難工事の 指定について 第 2 8 章 その他	けではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。 (2) 機器の準備 本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。 (3) 効果の検証 本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。 本工事は、難工事として指定した工事である。 この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
---	---

令和8年度

防災重点農業用ため池緊急整備事業
前堰ため池附帯工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 堤体土工	下流ドレーン工			
(1) 土工				
掘削	表土はぎ	m ³	94.000	
掘削	土砂	m ³	160.000	
床掘		m ³	24.000	
土砂等運搬工	堤体下流からストックヤードへ	m ³	280.000	
土砂等運搬工	ストックヤードから桑田地先	m ³	190.000	
(2) 埋戻工				
埋戻し	構造物周辺	m ³	28.000	
埋戻し	B<1.0m	m ³	58.000	
埋戻し砕石		m ³	104.000	
(3) 吸い出し防止シート敷設工				
吸い出し防止シート敷設		m ²	381.000	
(4) 法面整形工				
盛土法面整形		m ²	160.000	
(5) 法止め				
かご工		m ²	56.000	
(6) 排水路工				
排水路構造物		式	1.000	
(7) 取付水路工				
砕石基礎	RC-40	m ²	1.000	
型枠		m ²	2.000	
コンクリート工		m ³	0.100	
(8) 地盤改良工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
安定処理工		m ²	56.000	
小運搬工	セメント系固化材	ton	4.600	
(9)右岸安全施設設置工				
作業土工		m ³	0.900	
コンクリート工		m ³	5.100	
型枠工		m ²	16.000	
鉄筋工		ton	0.137	
手摺工		式	1.000	
階段工		式	1.000	
支保工		空m ³	0.200	
(10)安全施設工				
ネットフェンス		式	1.000	
転落防止柵		式	1.000	
(11)植生工				
植生工		m ²	250.000	
2. 仮設工				
(1)仮設道路工				
作業土工		m ³	170.000	
土砂等運搬	堤体から桑田地先	m ³	170.000	
土工用マット撤去		m ²	418.800	
(2)工事用進入路				
敷鉄板設置・撤去工		m ²	351.000	
(3)仮締切排水工				
耐候性大型土のう		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(4)仮設ヤード				
敷鉄板設置・撤去		m ²	280.000	
土木シート布設・撤去		m ²	280.000	
(5)進入路2				
掘削工		m ³	102.000	
土砂等運搬工	堤体からストックヤード	m ³	102.000	
土砂等運搬工	ストックヤードから桑田地先	m ³	102.000	
(6)産業廃棄物処分工				
小運搬工	廃プラスチック,改良材空袋	ton	0.100	
運搬工	廃プラスチック,改良材空袋	台	1.000	
処分工	廃プラスチック,改良材空袋	kg	10.000	
運搬工	土木シート	台	1.000	
処分工	土木シート	kg	388.000	
(7)安全費				
交通誘導警備員		人	4.000	
3. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
敷鉄板輸送費		ton	109.200	
(2)技術管理費				
土質試験費				
土質試験費				
配合試験		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
一括計上価格				
1. 土壌分析				
(1)土壌分析				
六価クロム溶出試験		検体	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工				
(1) 小型水門扉製作工				
小型水門扉製作工		門	1.000	
角型簡易ゲート	500×500 手動式開閉装置 四方水密型	門	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				
輸送費（小形水門）		式	1.000	
輸送費（小形水門扉）	河川・水路用水門設備, 0.25[各単位], 47.6km, 小形水門, フレートカッター構造 ローラゲート・スライドゲート,,,,,	式	1.000	
2. 小形水門扉据付工				
(1) 小形水門扉据付工				
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1.000	
水門設備据付工	小形水門,, スライドゲート(4方水密),,, 扉体面積:10㎡未満,, 0.25, 1.00, 手動・エンジン・操作盤一体開閉装置, 1 門, 1.00,	門	1.000	
据付間接費	小形水門設備【新設】, 80%,	式	1.000	
据付材料費	小形水門設備,,,,, 2次側電気配線配管無,	式	1.000	
補助材料費(据付)	小形水門設備, 1.5%,	式	1.000	
電気溶接機[アーク溶接機・エンジン駆動・直流アーク式・排対2次]	, 最大溶接電流200A, 運転1 日当たり算出, 機械損料+燃料, 軽油, 交替制補正 対角外	日	1.000	
トラッククレーン[油圧伸縮ジブ型]	トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型), 4.9ton吊り, あり	日	1.000	
雑器具損料		式	1.000	
SP コンクリート	無筋・鉄筋構造物, 人力打設, 計上する,-, 一般養生,-, 有り,-, 21-8-25(20)(高炉B) W/C60%	m ³	0.100	
SP 型枠	一般型枠, 鉄筋・無筋構造物	m ²	0.300	

堤体工下流(法尻ドレーン工) 数量集計表

土質・施工方法等	計算式	単位	合計	備考
掘削（表土はぎ）				
表土はぎ	計算書より	m3	93.7	
掘削（土砂）	掘削 計	m3	181.5	
掘削	計算書より	m3	157.1	
床堀	計算書より	m3	24.4	
土砂等運搬（堤体下流からストックヤード）	181.5+93.7	m3	275.2	
掘削（土砂）		m3	181.5	
表土		m3	93.7	
土砂運搬（ストックヤードから桑田）	275.2-85.2	m3	190.0	
埋戻（発生土）	埋戻 計	m3	85.2	
構造物周辺（B＝0.5m）	計算書より	m3	27.5	
B＜1.00m	計算書より	m3	57.7	
埋戻（ドレーン碎石）				
C-40		m3	104.2	
法面整形工				
法面整形3（盛土面 制約無し）	計算書より	m2	161.3	
吸出し防止材布設				
吸出し防止シート【材工共】	計算書より	m2	381.3	

[illegible]

堤体工 下流 数量計算書

(1 / 1)

名 称	略 図 及 び 計 算 式	単 位	数 量
堤体土工			
掘削 (表土はぎ)	93.7	m3	93.7
掘削 (土砂)	181.5	m3	181.5
土砂等運搬 (不整地運搬)			
(堤体下流からストックヤード)	93.7+181.5 = 275.20	m3	275.2
土砂等運搬			
(ストックヤードから桑田地先)	275.2-(27.5+57.7) = 190.00	m3	190.0
ドレーン工			
かご工			
多段積みかごマット2段	56.00*1 = 56.00	m2	56.0
(B1.0m×H0.5m)			
(割栗石200 90m2/100m2当たり)			
排水路工			
U-300B L=2000	60.25-1.00 = 59.25	m	59.3
	59.3/2.0 = 29.65	個	29.7
基礎材料 (RC-40 t=100)	59.3*0.5 = 29.65	m2	29.7
取付水路工			
砕石基礎 (RC40 t=100)	0.70*1.00 = 0.70	m2	0.7
型枠	(0.60+0.30)/2*1.00*4+0.10*1.00*2 = 2.00	m2	2.0
コンクリート	(0.60+0.30)/2*1.00*0.10*2 = 0.09	m3	
	0.10*1.00*0.50 = 0.05	m3	
合計		0.14 m3	0.1

地盤改良工 数量集計表

(1 / 1)

[illegible]

地盤改良工

数量計算書

(1 / 1)

名 称	略 図 及 び 計 算 式			単 位	数 量
基礎安定処理工 (BH 路床 $1\text{m}<H\leq 2\text{m}$ 68kg/m ³)					
下流法尻地盤改良	1.0*56	=	56.00	m ²	56.0
小運搬	$56 \times 68 \times 1.2 / 1000$	=	4.57	ton	4.6

産業廃棄物処理工 数量集計表

(1 / 1)

[illegible]

名 称	略 図 及 び 計 算 式	単 位	数 量
小運搬	$5 \times 2 / 1000 = 0.01$	ton	0.1
運搬（廃プラスチック、改良材空袋）	1.00	台	1.0
処分費	$5 \times 2 = 10.00$	kg	10.0
運搬工（土木シート）	1.00	台	1.0
処分工 (0.555＝過年度数量参照)	$418.8 + 280 \times 0.555 = 387.80$	kg	388.0

右岸隧道 安全施設設置工 数量集計表

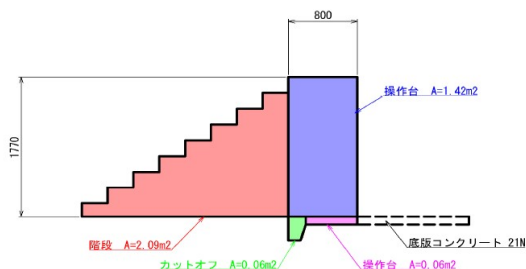
(1 / 1)

土質・施工方法等	計算式	単位	計	備考
土工				
掘削（軟岩）		m3	0.90	
コンクリート工				
型枠（一般型枠、鉄筋・無筋構造物）		m2	16.30	
コンクリート（鉄筋、ポンプ車、一般養生、21-8-25(20)）		m3	5.10	
一般養生		m3	5.10	
鉄筋加工・組立		ton	0.137	
D13（SD295）		ton	0.137	
ゲート工				
角型簡易ゲート（500×500 SUS製）		式	1.00	
階段工				
再生プラスチック階段（勾配1:1.5用 B=0.75m 12段 SUS製手摺付）		式	1.00	
施工延長（斜長）		m	3.00	
支保工		空m3	0.20	
手摺工		式	1.00	

右岸隧道 安全施設設置工 数量計算書

(1 / 1)

名 称		略 図 及 び 計 算 式			単 位	数 量
掘削(軟岩)	カットオフ	0.06×4.44	=	0.27	m ³	
	底板Con	6.00×0.10	=	0.60	m ³	
	合計			0.87	m ³	0.9
コンクリート工 (21-8-25(20))	階段	2.09×0.80	=	1.67	m ³	
	操作台	1.42×1.70	=	2.41	m ³	
	控除	$0.50 \times 0.50 \times 0.80 \times -1$	=	-0.20	m ³	
	堰	$[(0.50 \times 3.20) - (0.30 \times 0.40 / 2)] \times 0.20$	=	0.31	m ³	
	カットオフ	0.06×4.50	=	0.27	m ³	
	操作台下	0.06×1.70	=	0.10	m ³	
	底板Con	5.00×0.10	=	0.50	m ³	
	合計			5.06	m ³	5.1
型枠工 (鉄筋コンクリート)	階段	2.09×2	=	4.18	m ²	
	断面	$[1.77 \times 1.70 + 0.40 \times 2.80 + (0.20 + 0.50) / 2 \times 0.40] \times 2$	=	8.54	m ²	
	控除	$0.50 \times 0.50 \times -2$	=	-0.50	m ²	
	側面	1.42×2	=	2.84	m ²	
	開口	$0.50 \times 0.80 \times 3$	=	1.20	m ²	
	合計			16.26	m ²	16.3
鉄筋 D13		$(136.7) / 1000$	=	0.137	ton	0.137
角型簡易ゲート (500×500 SUS製)	1		=	1.00	式	1.0
再生プラスチック階段 (勾配1:1.5用)	B=0.75m 7段 SUS製手摺付		=	1.00	式	1.0
	施工延長(斜長)		=	3.00	m	3.0
支保工		$0.50 \times 0.50 \times 0.80$	=	0.20	空m ³	0.2
SUS製手摺 (上棧L=2.48m 中棧L=2.48m 支柱L=1.0m×3)				1.00	式	1.0



安全施設工 数量集計表

(1 / 1)

[illegible]

安全施設工 数量計算書

(1 / 1)

名 称			略 図 及 び 計 算 式		単 位	数 量
ネットフェンス工						
本体			(水平)			
柵高 1.2m	堤頂		30+88+5	= 123.00	m	123.0
扉			(水平)			
柵高 1.2m	洪水吐			= 1	組	1
ネット式片開						
転落防止柵						
基礎ブロック用	洪水吐		(設置勾配30° 以下)			
支柱間隔 2.00m			10.80+9.20	= 20.00	m	20.0
扉						
基礎ブロック用	洪水吐			= 1	組	1
片開						

植生工 数量集計表

(1 / 1)

[illegible]

仮設工(4年目) 数量集計表

(1 / 1)

[illegible]

名 称	略 図 及 び 計 算 式			単 位	数 量
工事用進入路					
敷鉄板設置撤去	117*3	=	351.00	m2	351.0
敷鉄板整備費 (22*1,524*6,096)	351/(1.524*6.096)	=	37.78	枚	38.0
敷鉄板賃料 (180日以内)	38*87	=	3,306.0	枚・日	3,306.0
仮設ヤード					
敷鉄板設置撤去	280.0	=	280.00	m2	280.0
敷鉄板整備費 (22*1,524*6,096)	280/(1.524*6.096)	=	30.14	枚	31.0
敷鉄板賃料 (180日以内)	31*84	=	2,604.0	枚・日	2,604.0
土木シート敷設撤去	280.0	=	280.00	m2	280.0
仮締切排水					
大型土のう設置撤去	8	=	8.00	袋	8.0
	8*0.83	=	6.64	m3	6.6
共通仮設費 (積上分)					
運搬費					
仮設材運搬費					
敷鉄板					
(22×1,524×6,096)	351+280	=	631.00	m2	
173kg/m2	(351+280) × 173/1000	=	109.16	ton	109.2

仮設道路工 数量集計表

(1 / 1)

[illegible]

令和8年度 防災重点農業用ため池緊急整備事業
前堰ため池附帯工事

図 面 目 録

図面 番号	名 称	枚 数	備考
1	位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	標準断面図	1	
4	横断図	2	
5	土工標準図	1	
6	土工図	2	
7	芝付工位置図	1	
8	安全柵一般図	1	
9	堤脚水路平面縦断図	1	
10	右岸安全施設設置工 一般図	1	
11	右岸安全施設設置工 構造図	1	
12	右岸安全施設設置工 配筋図	2	
参考	仮設図（参考）	1	
計		16	



位置図

夷隅農業事務所(分庁舎)

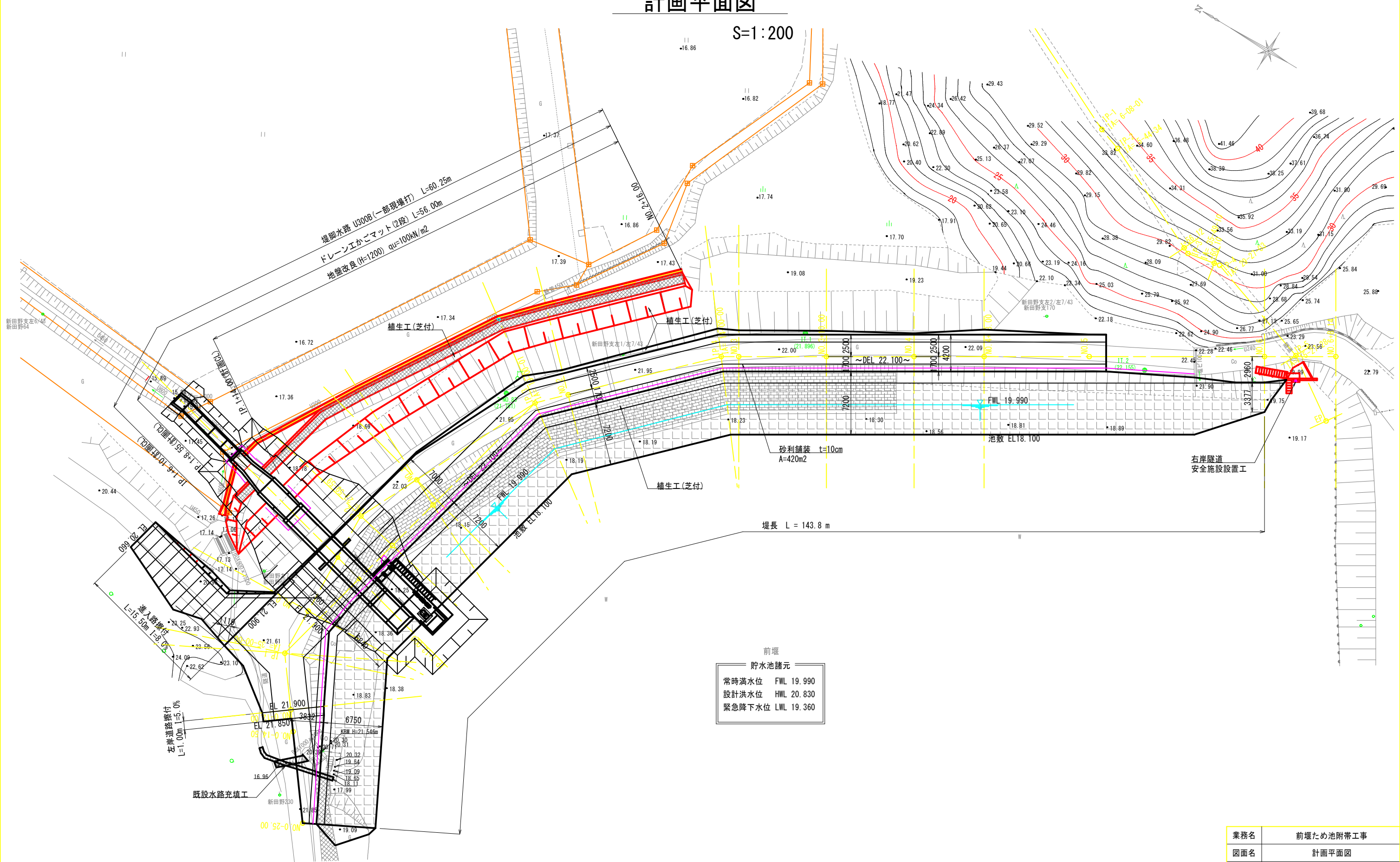
防災重点農業用ため池緊急整備事業
前堰地区(いすみ市新田野地先)
業務箇所

夷隅農業事務所(本所)

業務名	防災重点農業用ため池緊急整備事業 前堰地区 前堰ため池附帯工事		
図面名	位置図		
縮尺	任意	図面番号	1
事務所名	夷隅農業事務所		

計画平面図

S=1:200



業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	計画平面図		
作成年月			
縮 尺	1:200	図面番号	2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

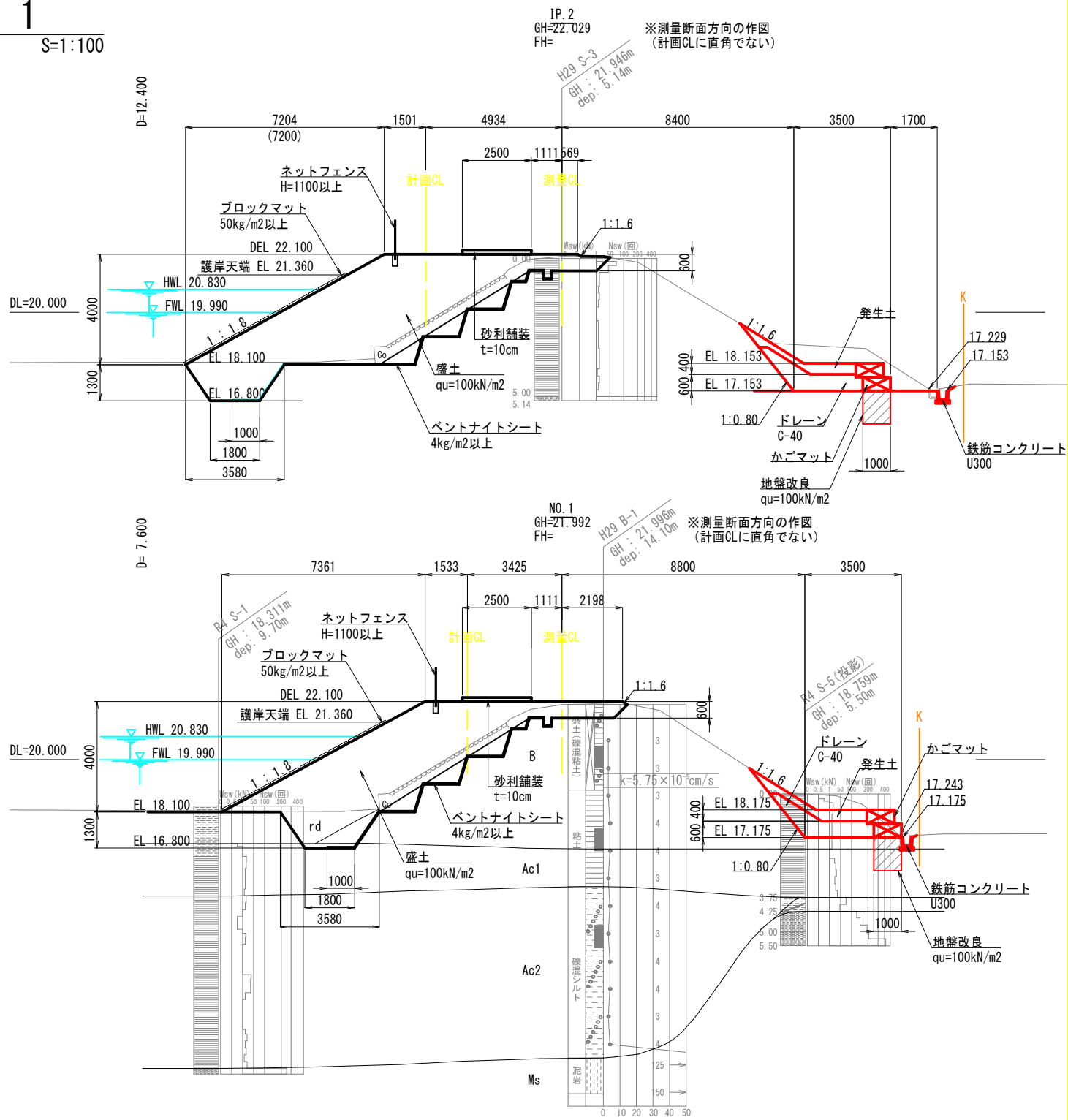
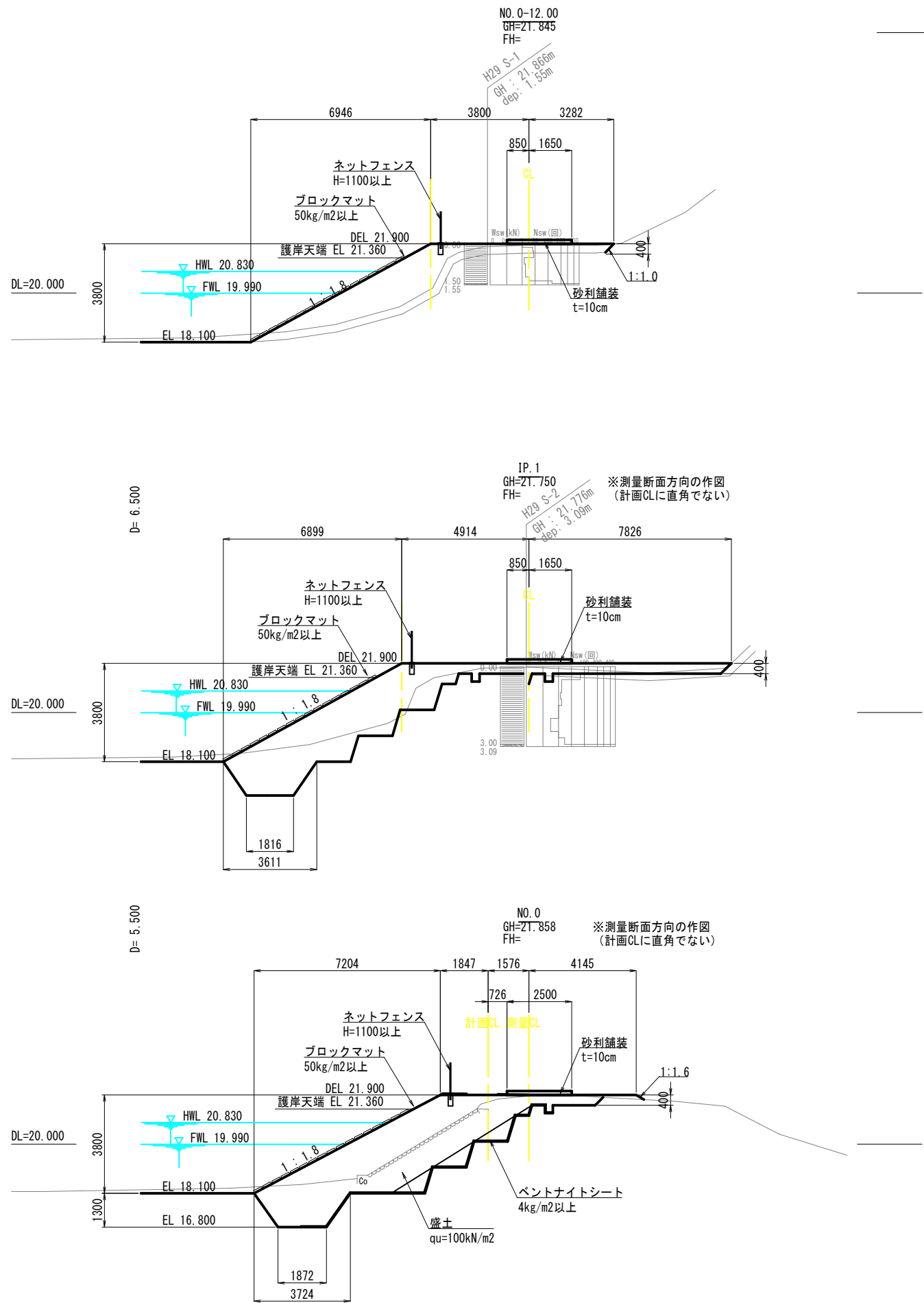
S=1 : 50

[illegible]

業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	標準断面図		
作成年月			
縮 尺	1:50	図面番号	3
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

横断図 1

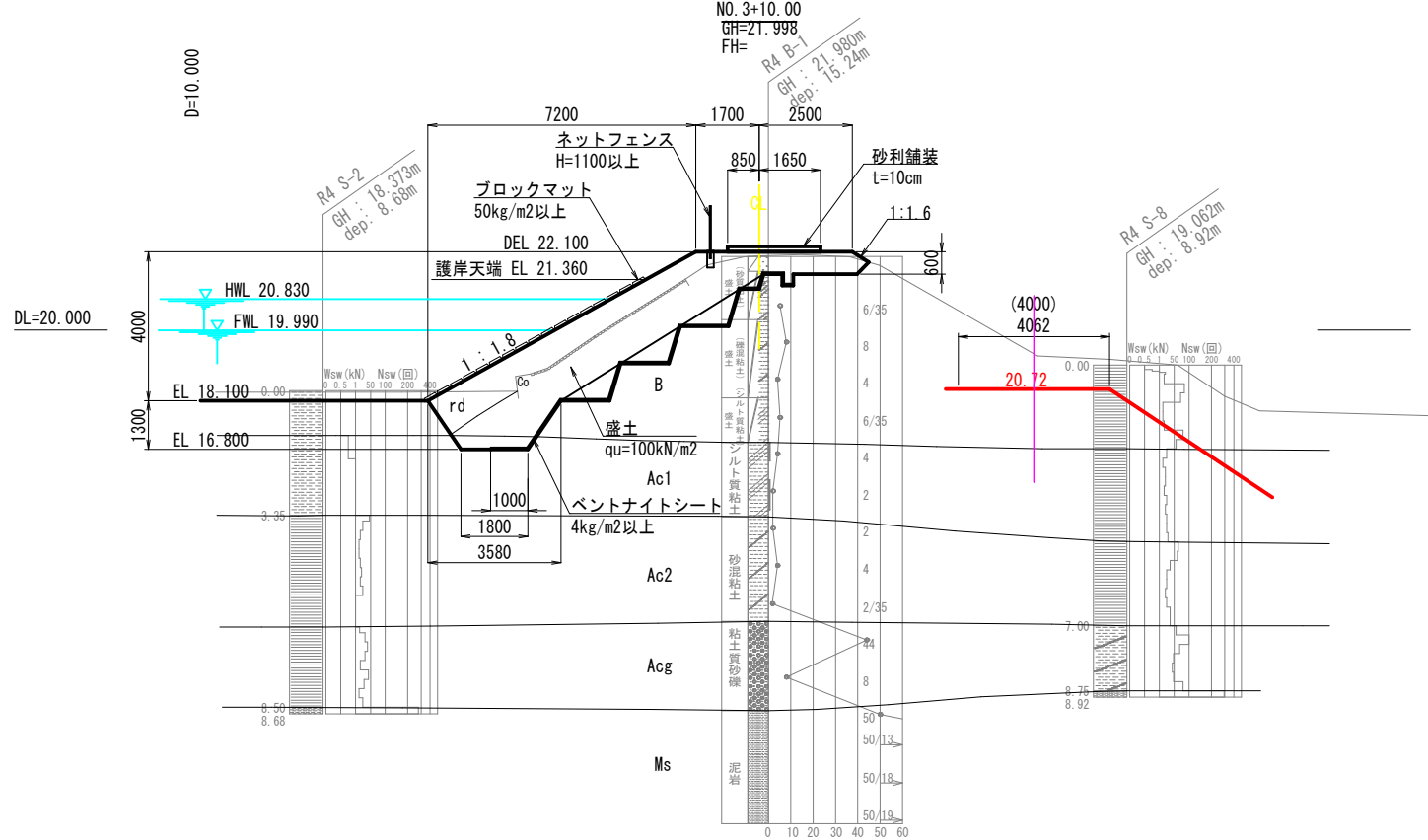
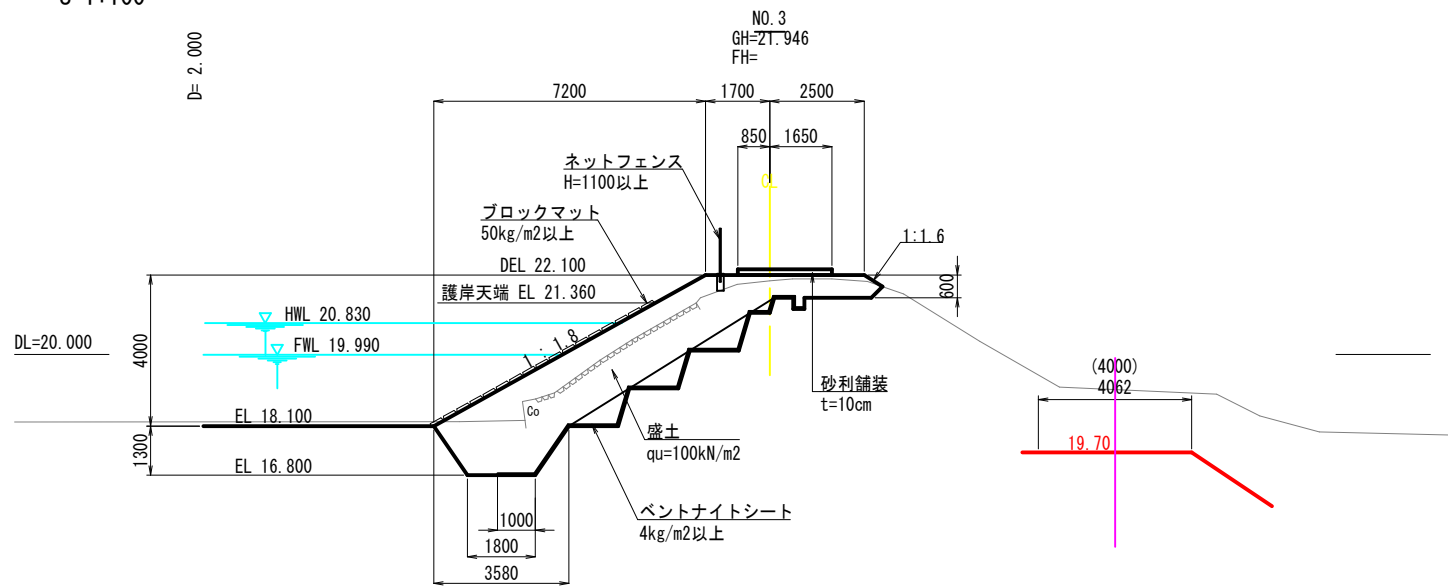
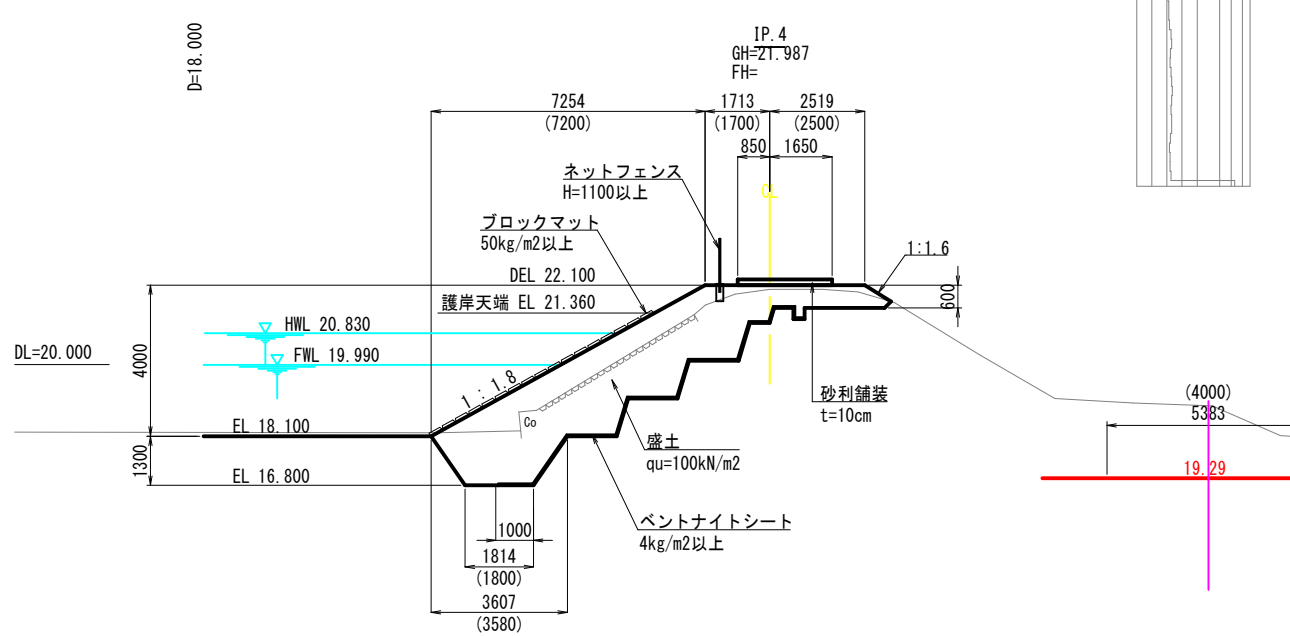
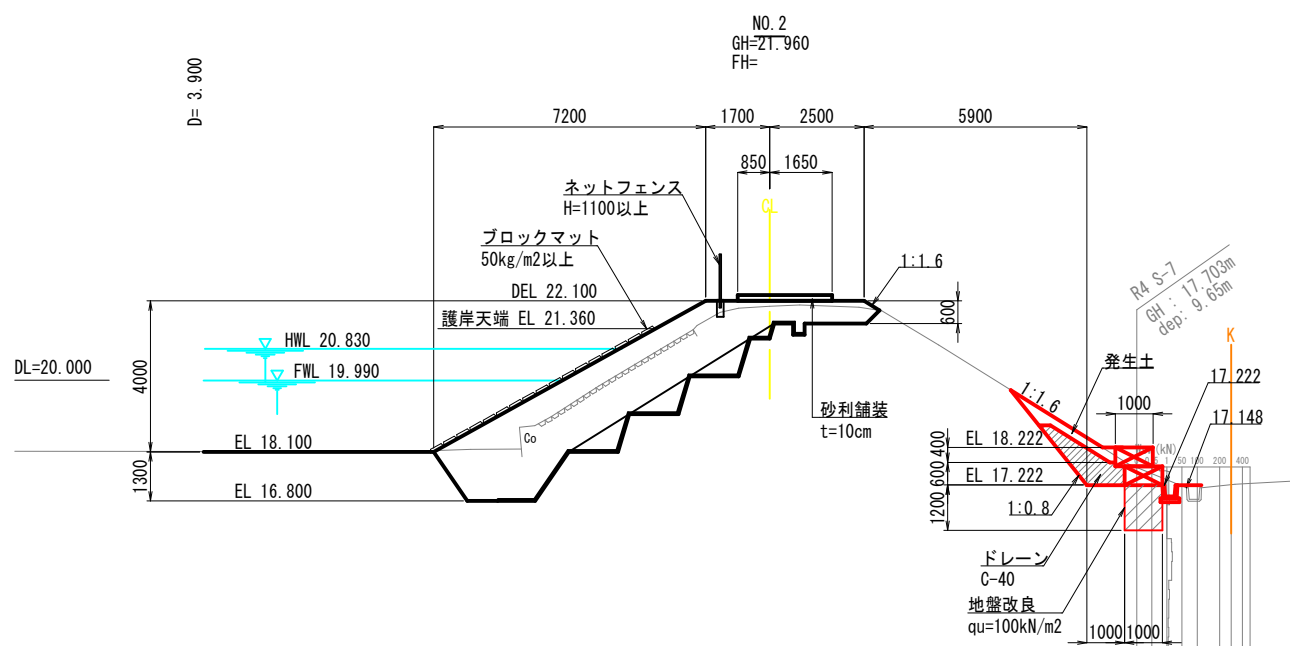
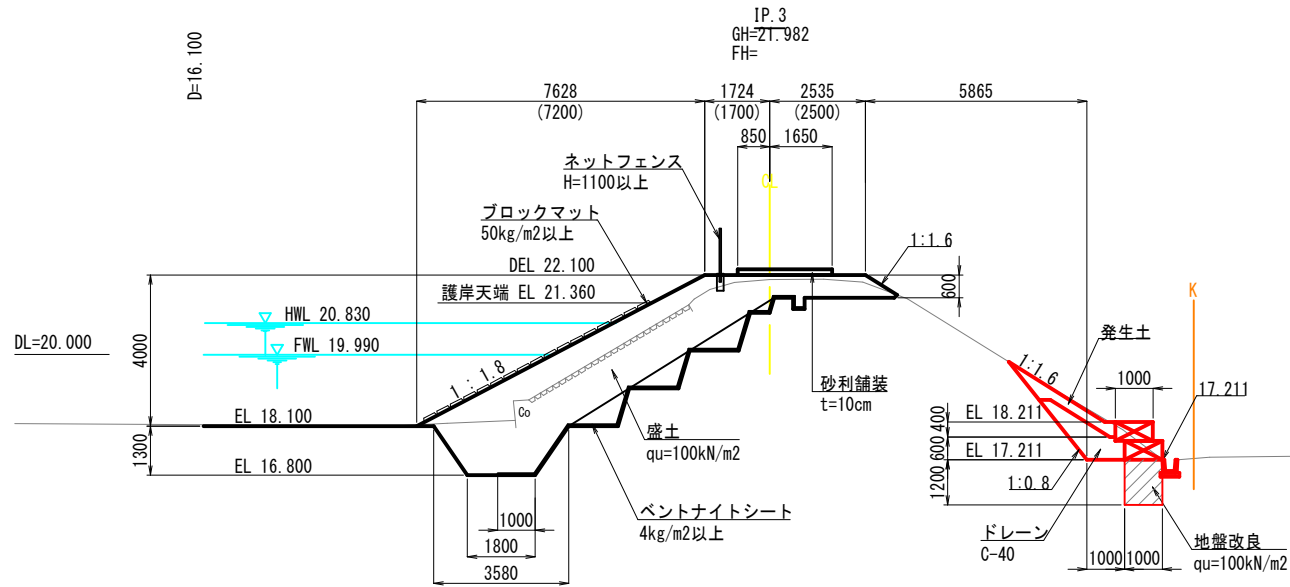
S=1:100



業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	横断図 1		
作成年月			
縮 尺	1:100	図面番号	4 - 1/2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

横断図 2

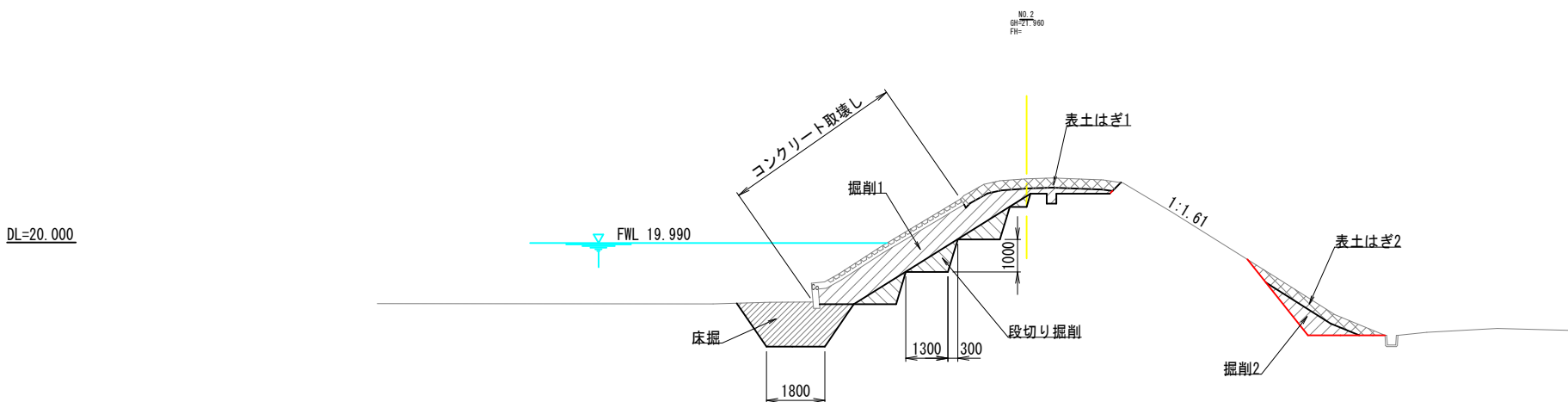
S=1:100



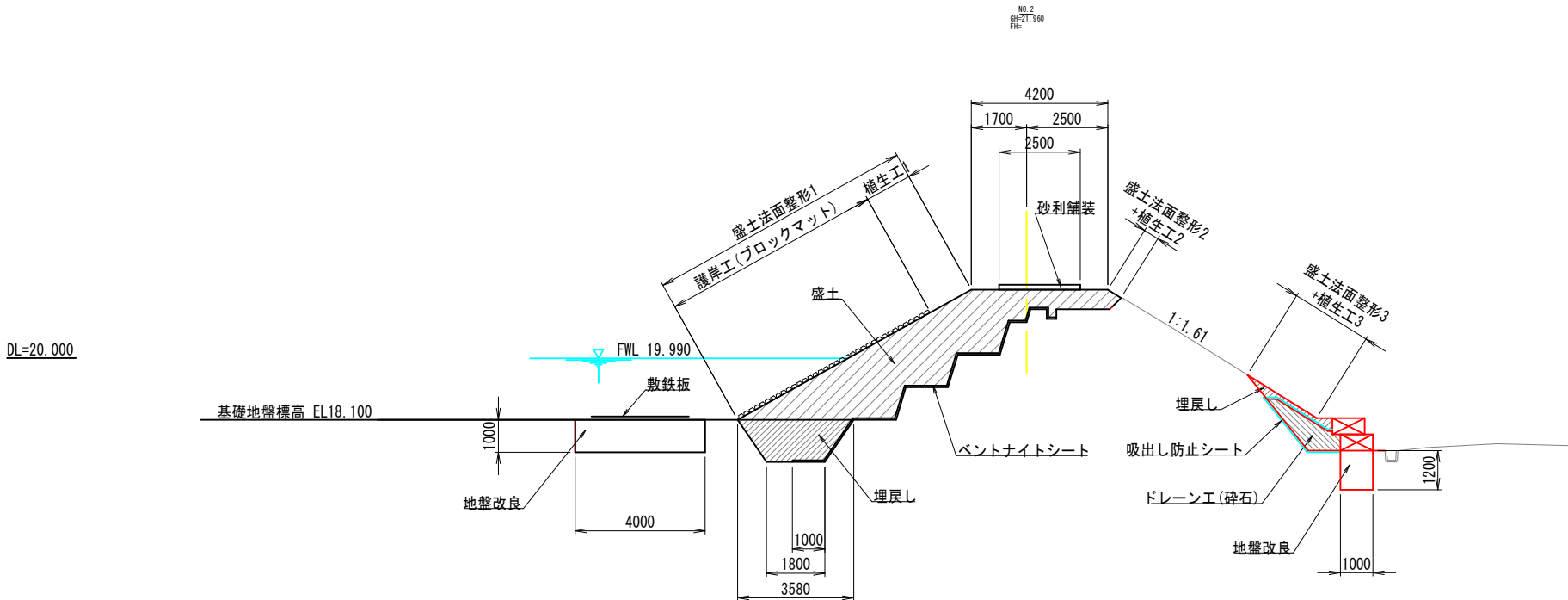
業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	横断図 2		
作成年月			
縮 尺	1:100	図面番号	4 - 2/2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

土工標準図

掘削

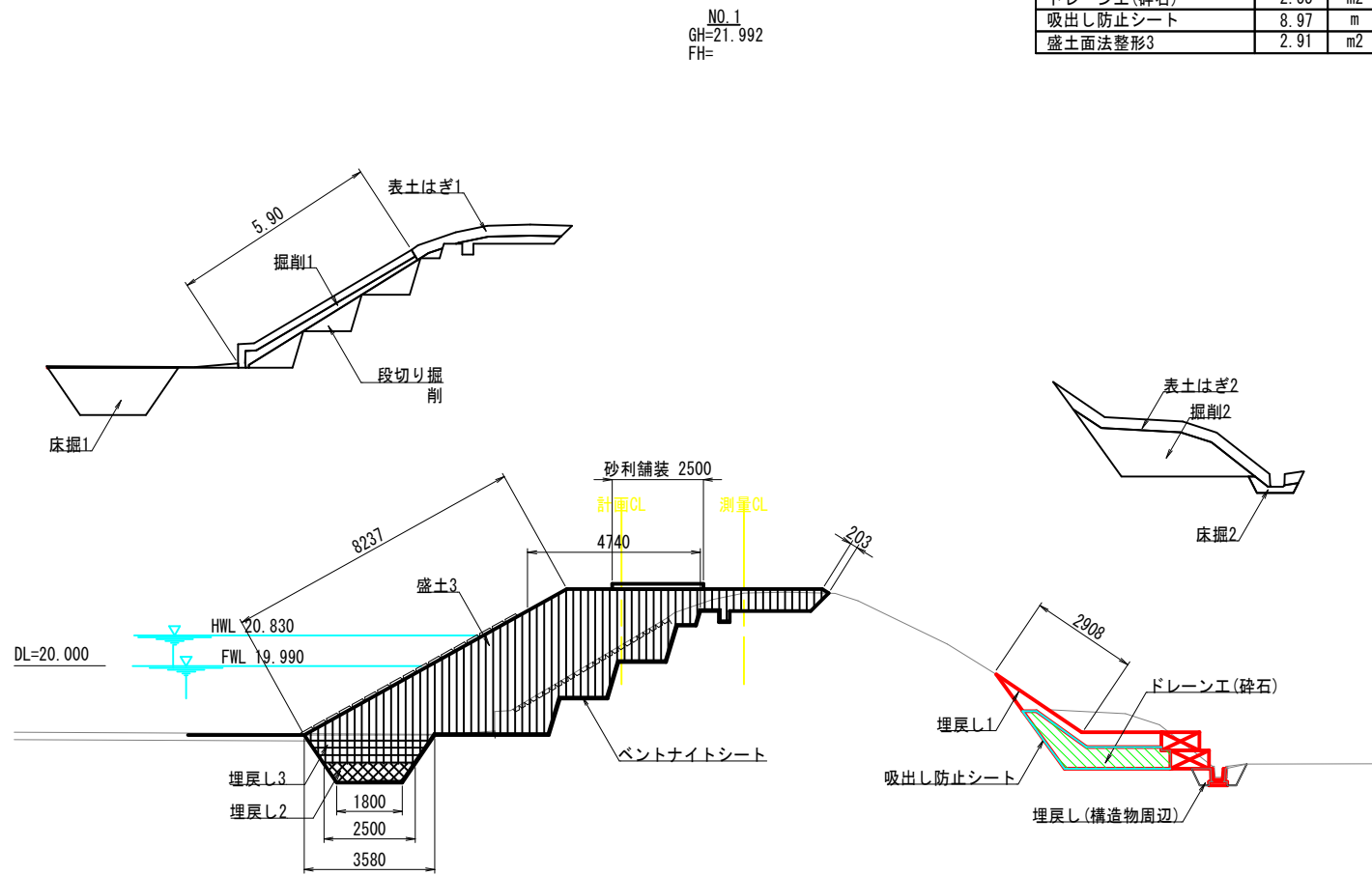
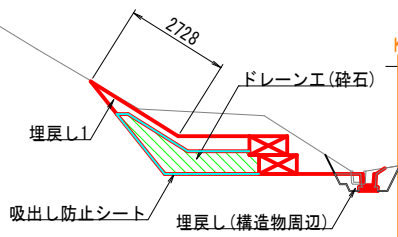
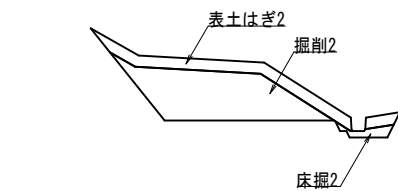
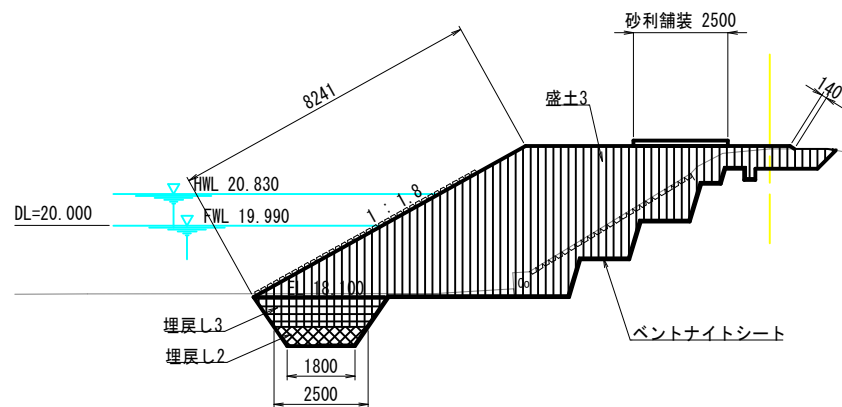
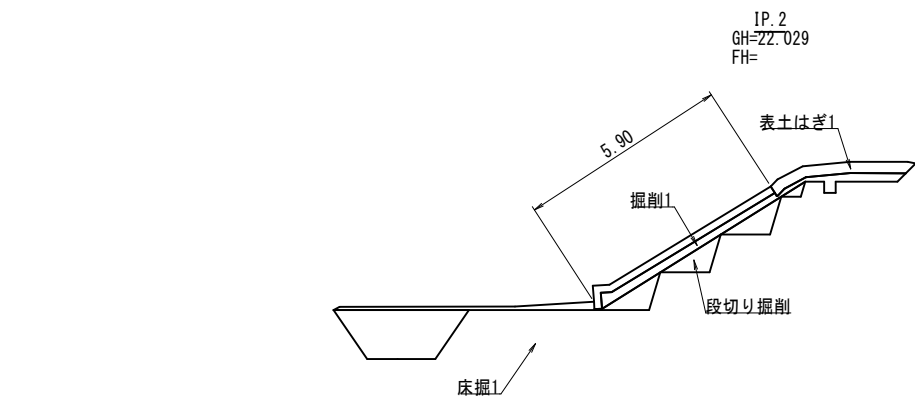
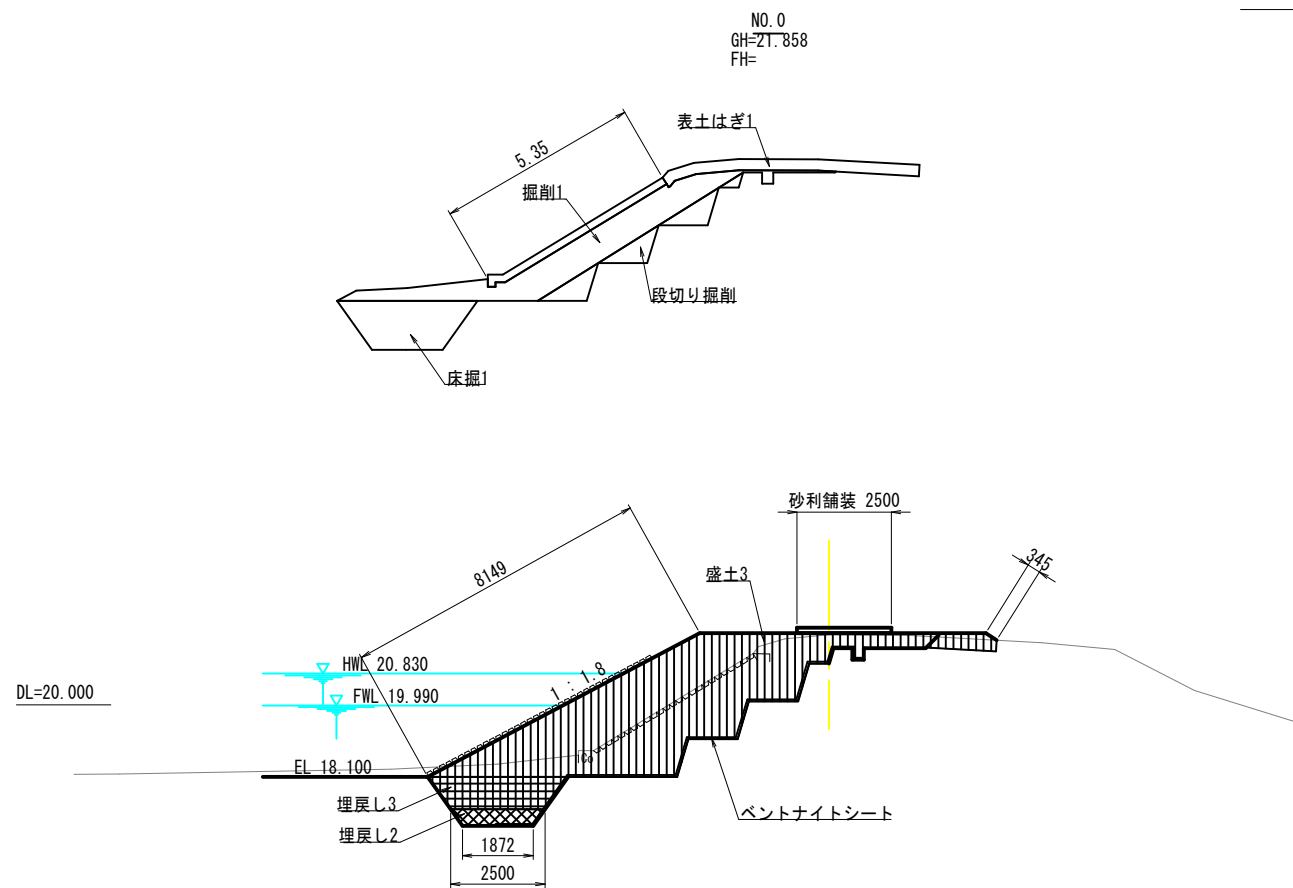


埋戻し



業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	土工標準図		
作成年月			
縮尺	1:100	図面番号	5
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

土工図 1 S=1:100

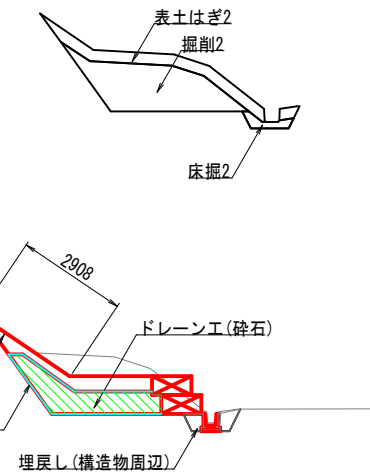


NO. 1 (下流)

掘削	項目	数量	単位
表土はぎ2		2.06	m2
掘削2		4.23	m2
床掘2		0.29	m2

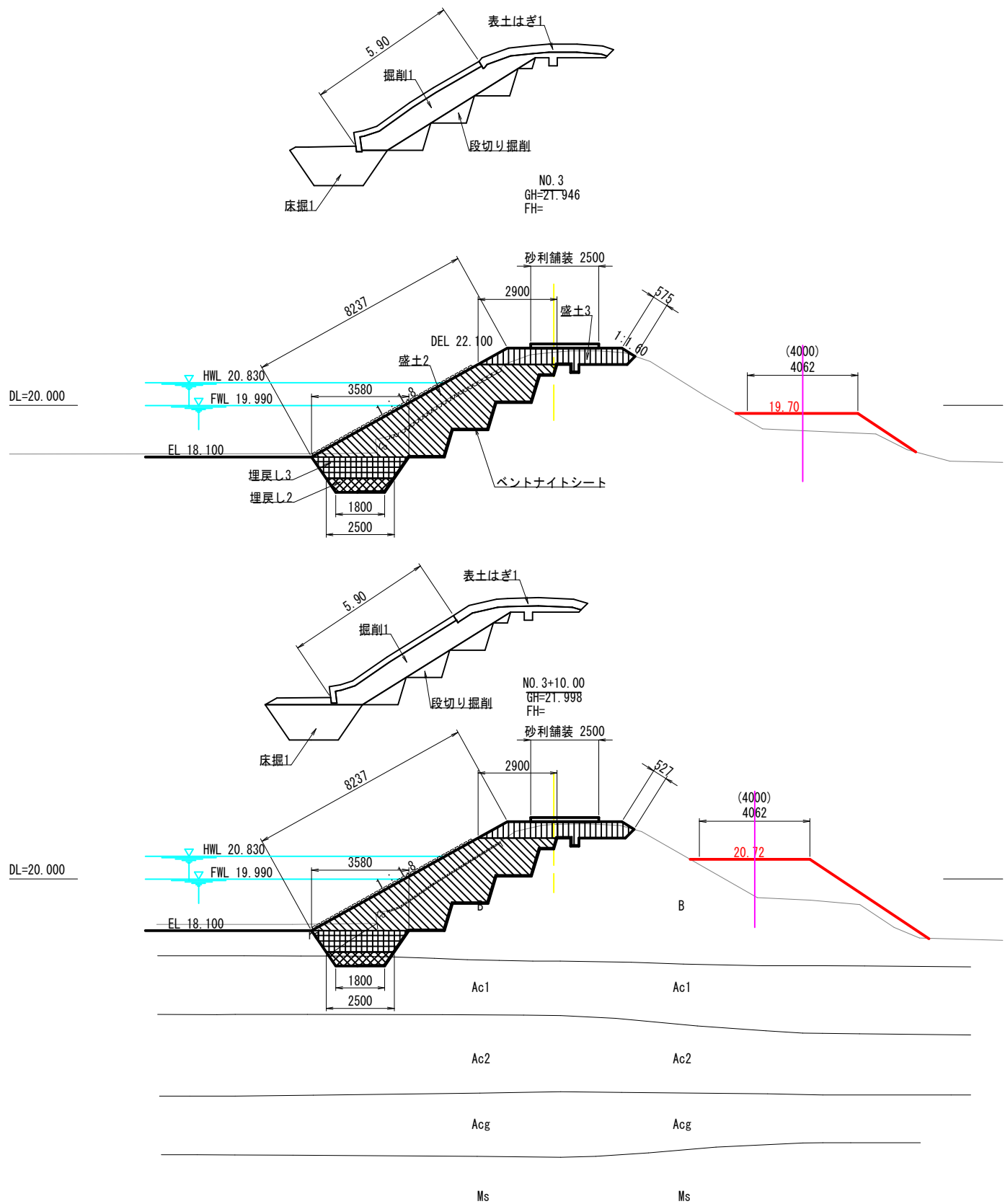
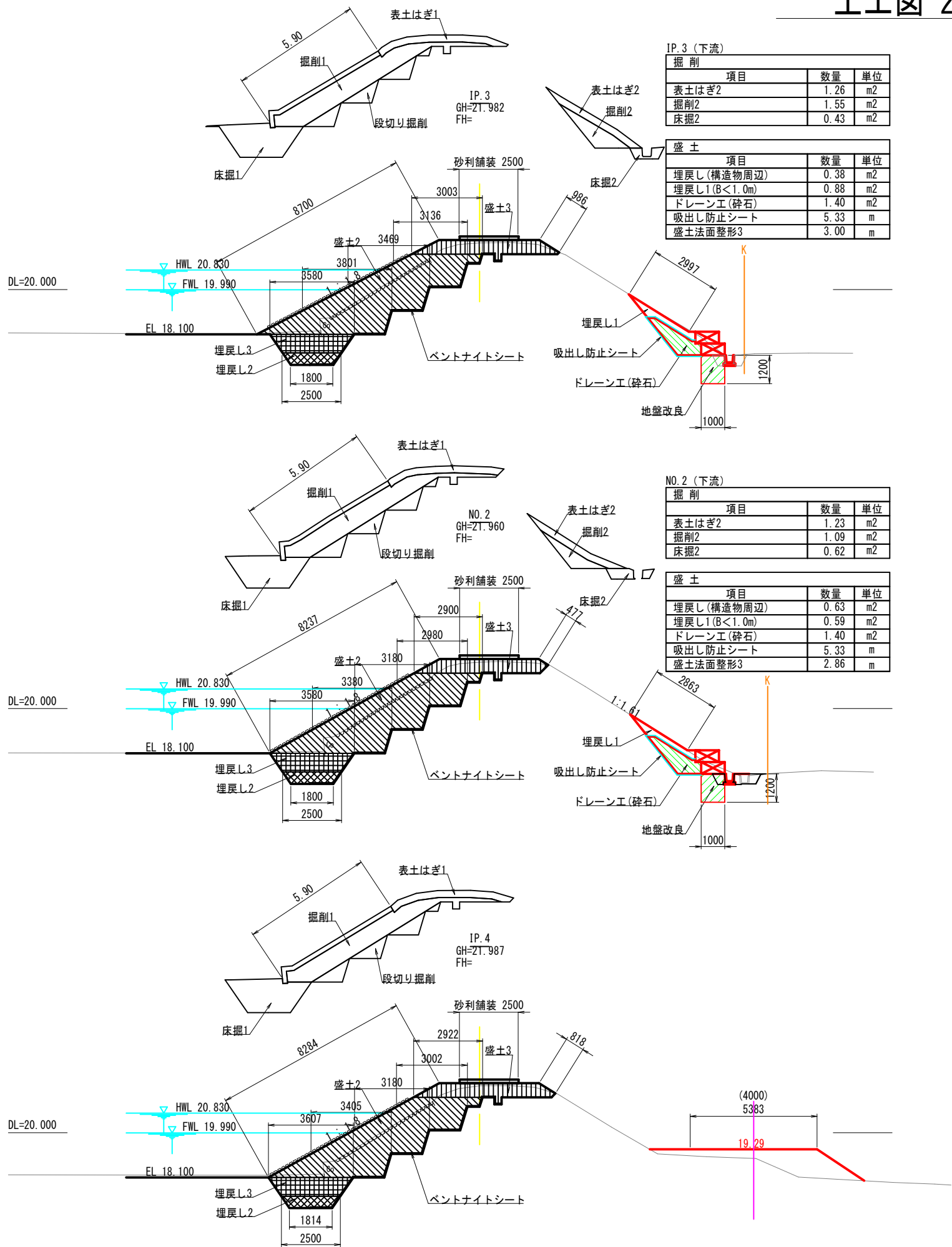
盛土

項目	数量	単位
埋戻し(構造物周辺)	0.40	m2
埋戻し1(B<1.0m)	1.54	m2
ドレーン工(砕石)	2.55	m2
吸出し防止シート	8.97	m
盛土面法整形3	2.91	m2



業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	土工図 1		
作成年月			
縮尺	1:100	図面番号	6 - 1/2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

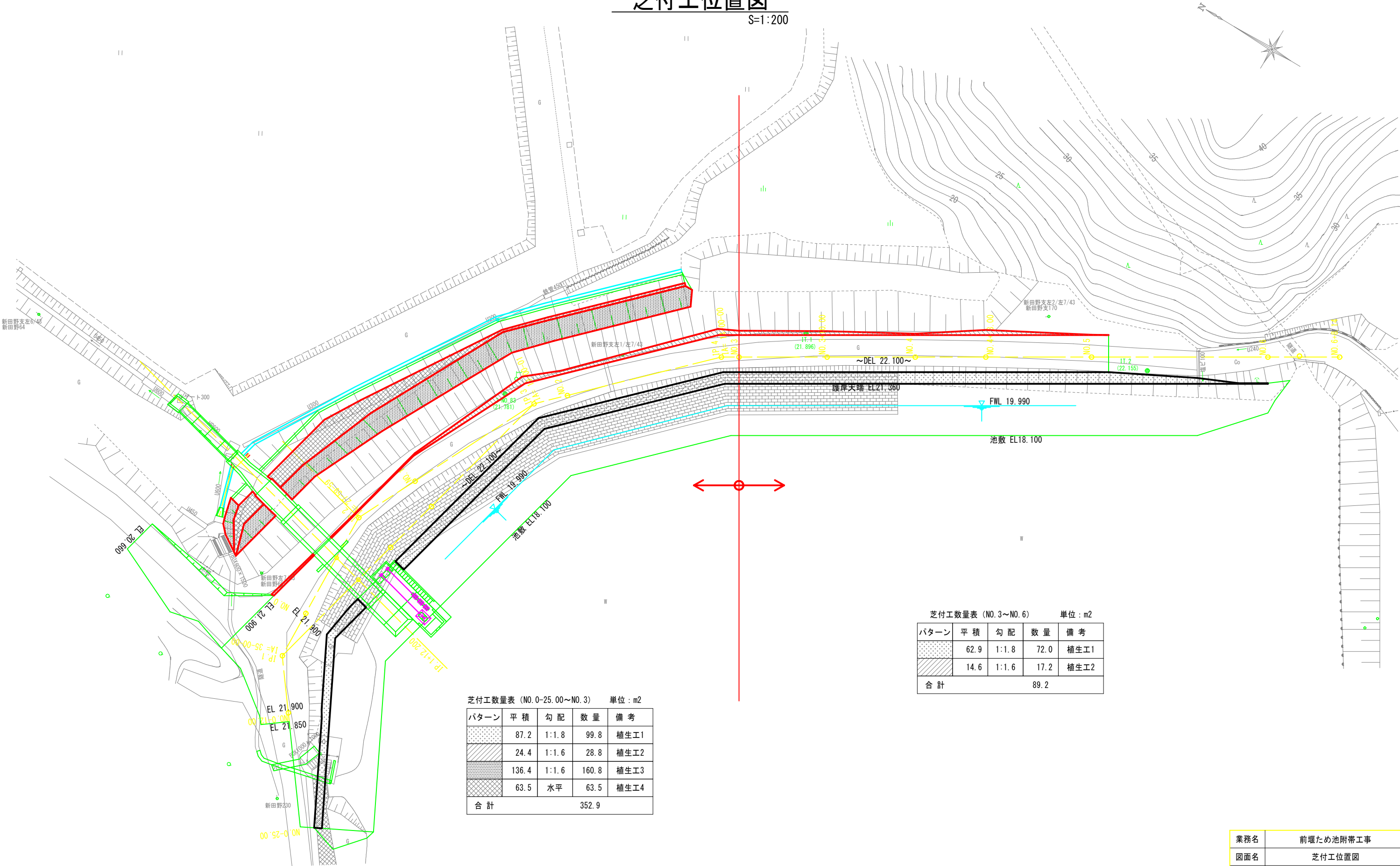
土工図 2 S=1:100



業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	土工図 2		
作成年月			
縮尺	1:100	図面番号	6-2/2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

芝付工位置図

S=1:200



芝付工数量表 (NO. 0-25.00~NO. 3) 単位 : m2				
パターン	平 積	勾 配	数 量	備 考
	87.2	1:1.8	99.8	植生工1
	24.4	1:1.6	28.8	植生工2
	136.4	1:1.6	160.8	植生工3
	63.5	水平	63.5	植生工4
合 計	352.9			

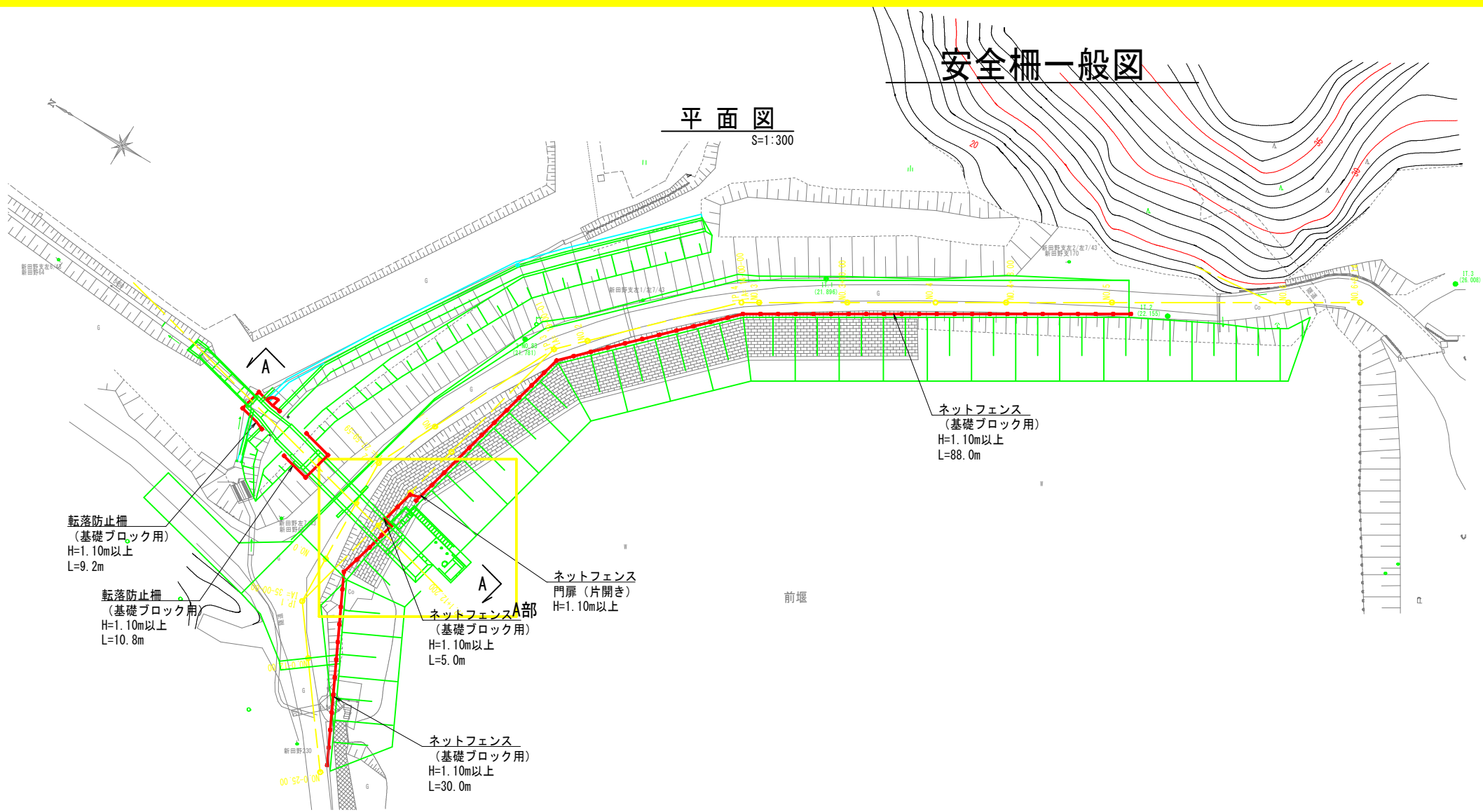
芝付工数量表 (NO. 3~NO. 6) 単位 : m2				
パターン	平 積	勾 配	数 量	備 考
	62.9	1:1.8	72.0	植生工1
	14.6	1:1.6	17.2	植生工2
合 計	89.2			

業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	芝付工位置図		
作成年月			
縮 尺	1:200	図面番号	7
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

安全柵一般図

平面図

S=1:300

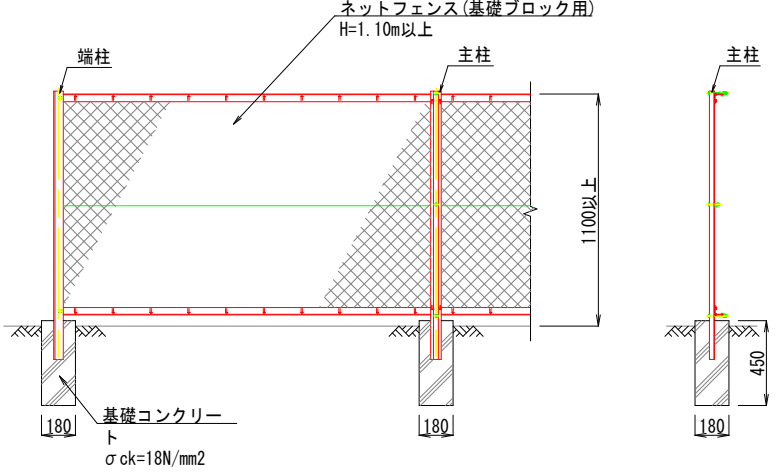


構造一般図(標準部)

S=1:20

正面図

側面図



構造一般図(門扉)

S=1:20

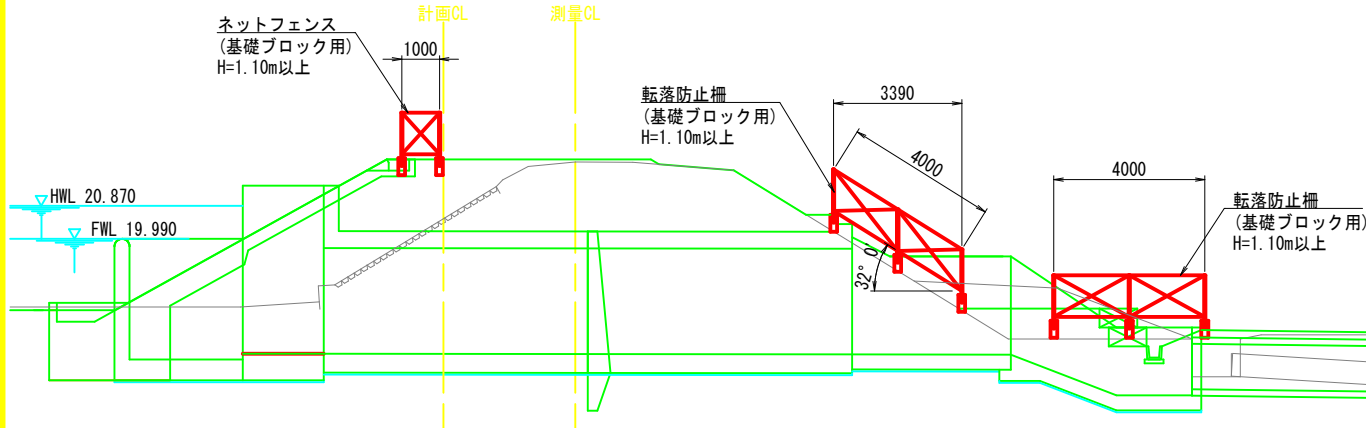
片開き

平面図



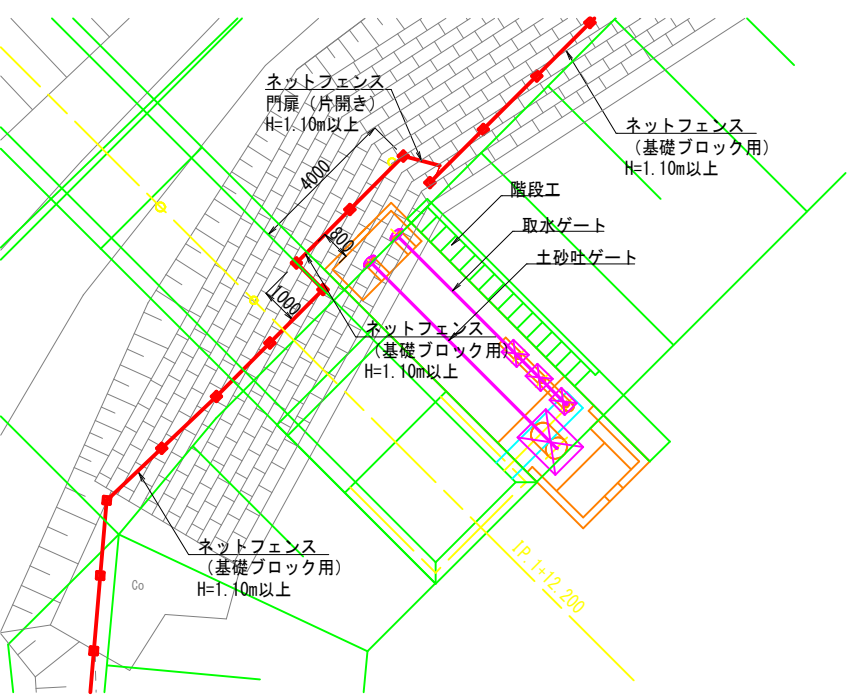
A - A 断面図

S=1:100

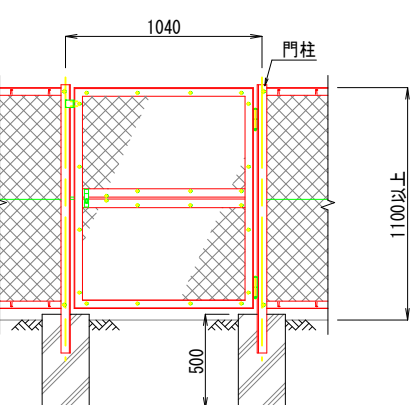


A部詳細図

S=1:100



正面図

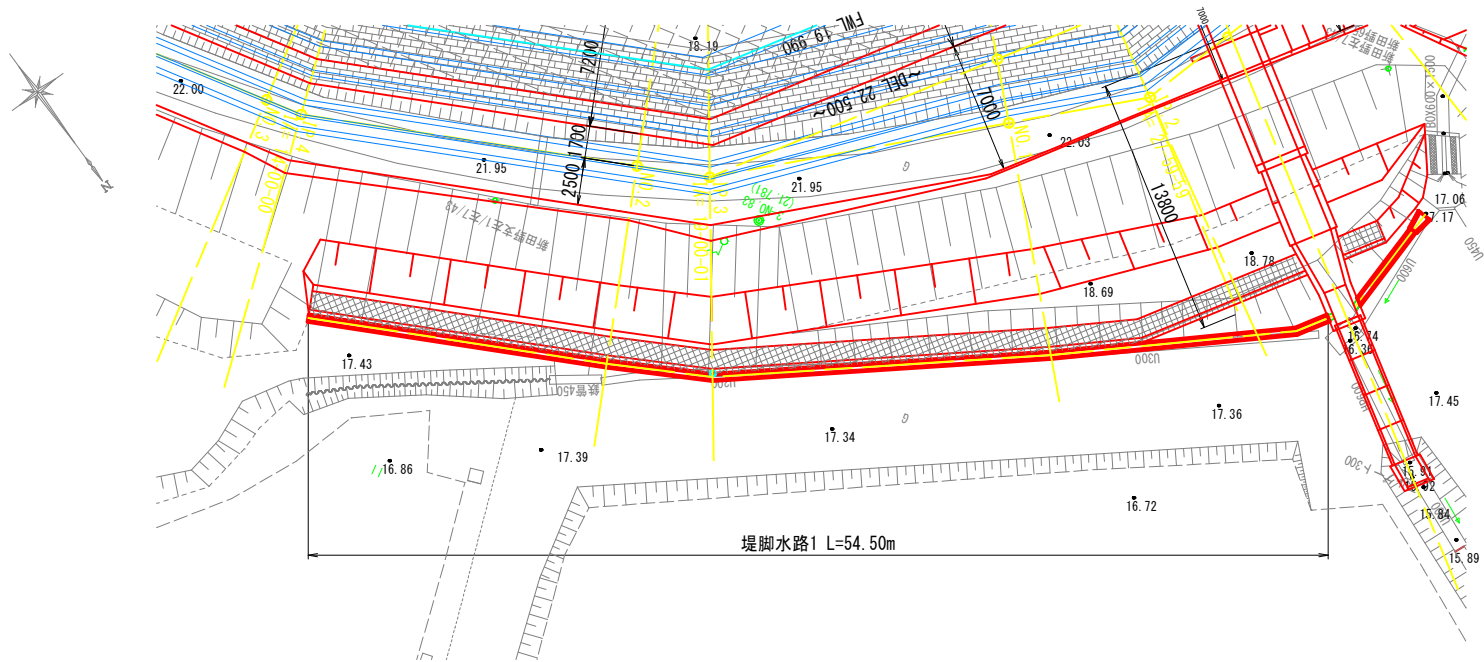


※ネットフェンスの細部構造は参考であり、仕様を規定するものではない。

業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	安全柵一般図		
作成年月			
縮 尺	1:200	図面番号	8
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

堤脚水路平面図

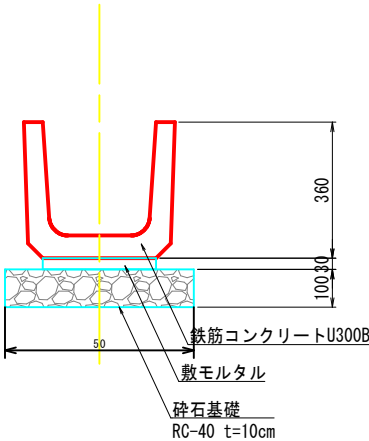
S=1:200



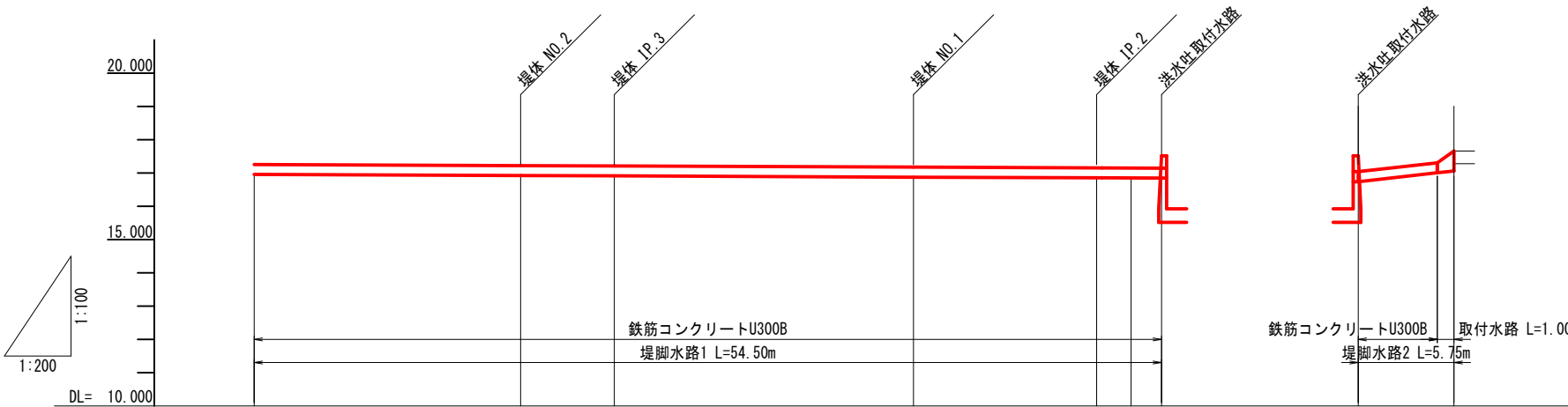
布設標準図

S=1:10

二次製品水路 U300B

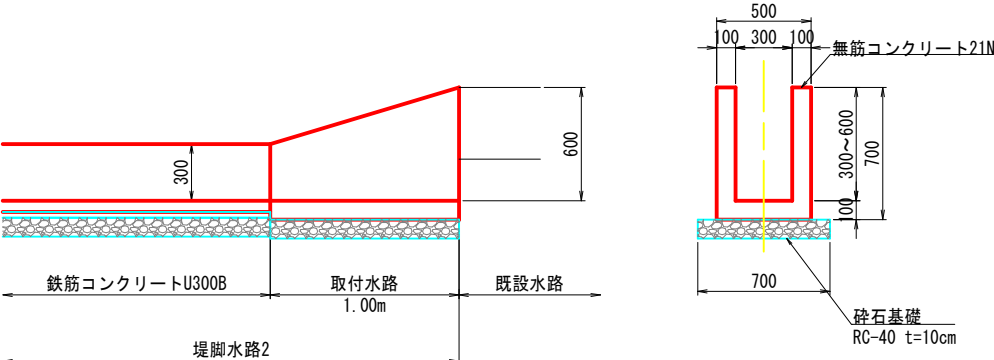


堤脚水路縦断面図



取付水路 詳細図

S=1:20



計 画	勾配	$i=1/500$ $L=54.50$									
	水路敷高	16.954	16.922	16.911	16.875	16.853	16.845	16.740	16.060	17.060	17.060
	地盤高	17.254	17.222	17.211	17.175	17.153	17.145	17.040	17.660	17.660	17.660
	追加距離	0.00	16.00	21.64	39.60	50.60	54.50	0.00	5.75	0.00	0.00
	単距離	0.00	16.00	5.64	17.96	11.00	2.07	1.83	0.00	5.75	0.00
	測点	0.00	+16.00	+21.64	+39.60	+50.60	+54.50	0.00	+5.75	0.00	0.00
	曲線	$+16.00$ $IA=1-27-17$ $+21.64$ $IA=11-00-18$ $+39.60$ $IA=1-50-12$ $+52.67$ $IA=16-42-45$									

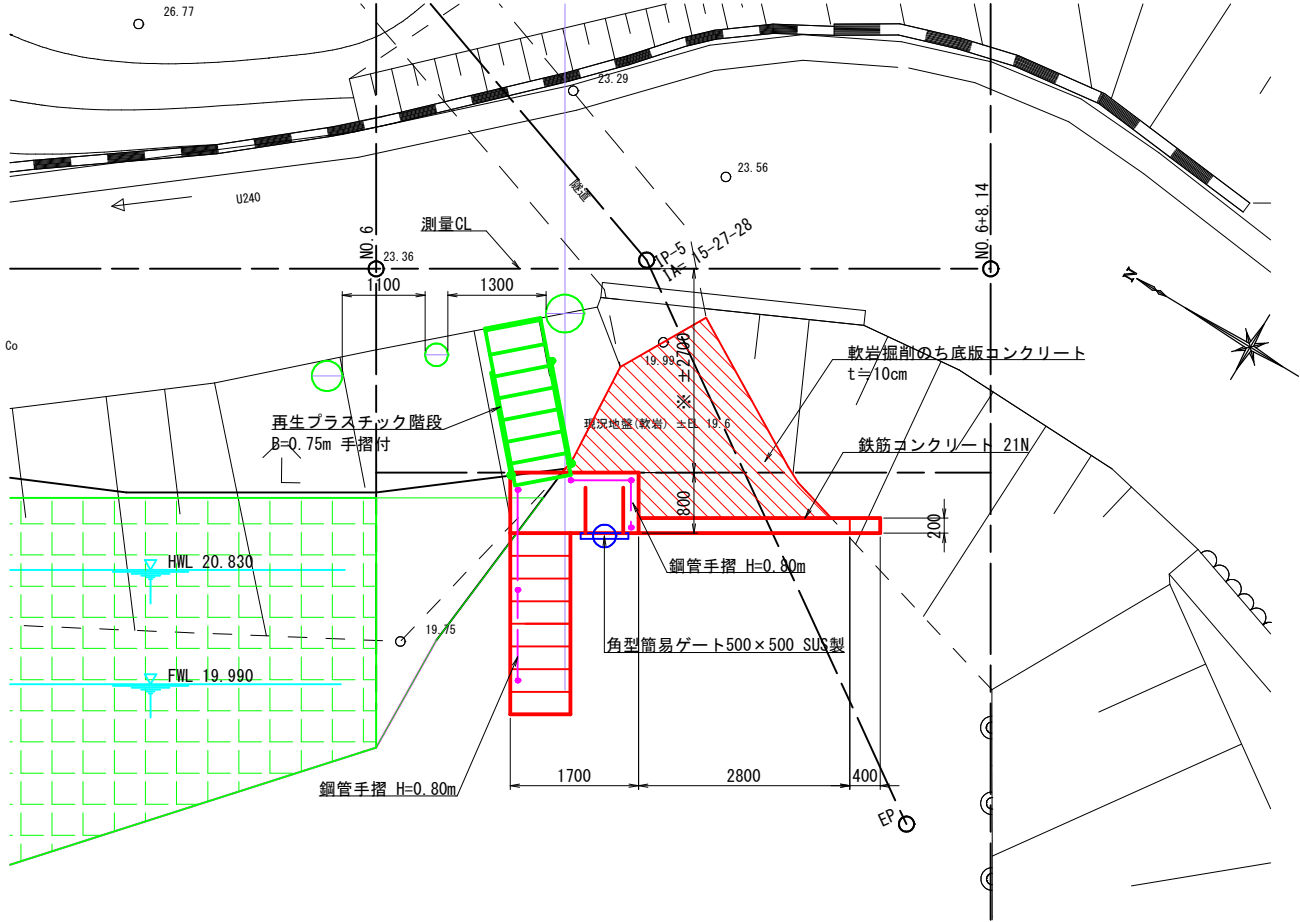
業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	堤脚水路平面縦断面図		
作成年月			
縮 尺	H=1:100 V=1:200	図面番号	9
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

右岸隧道 安全施設設置工

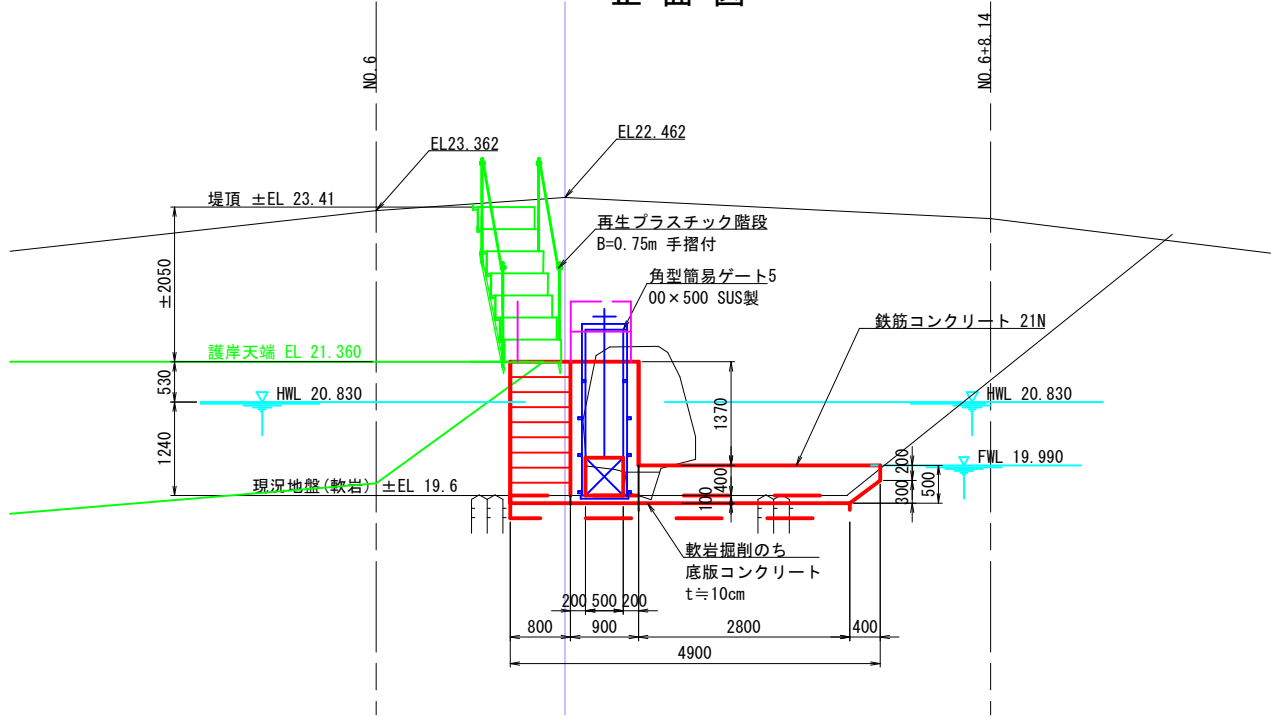
S=1:50

(一般図)

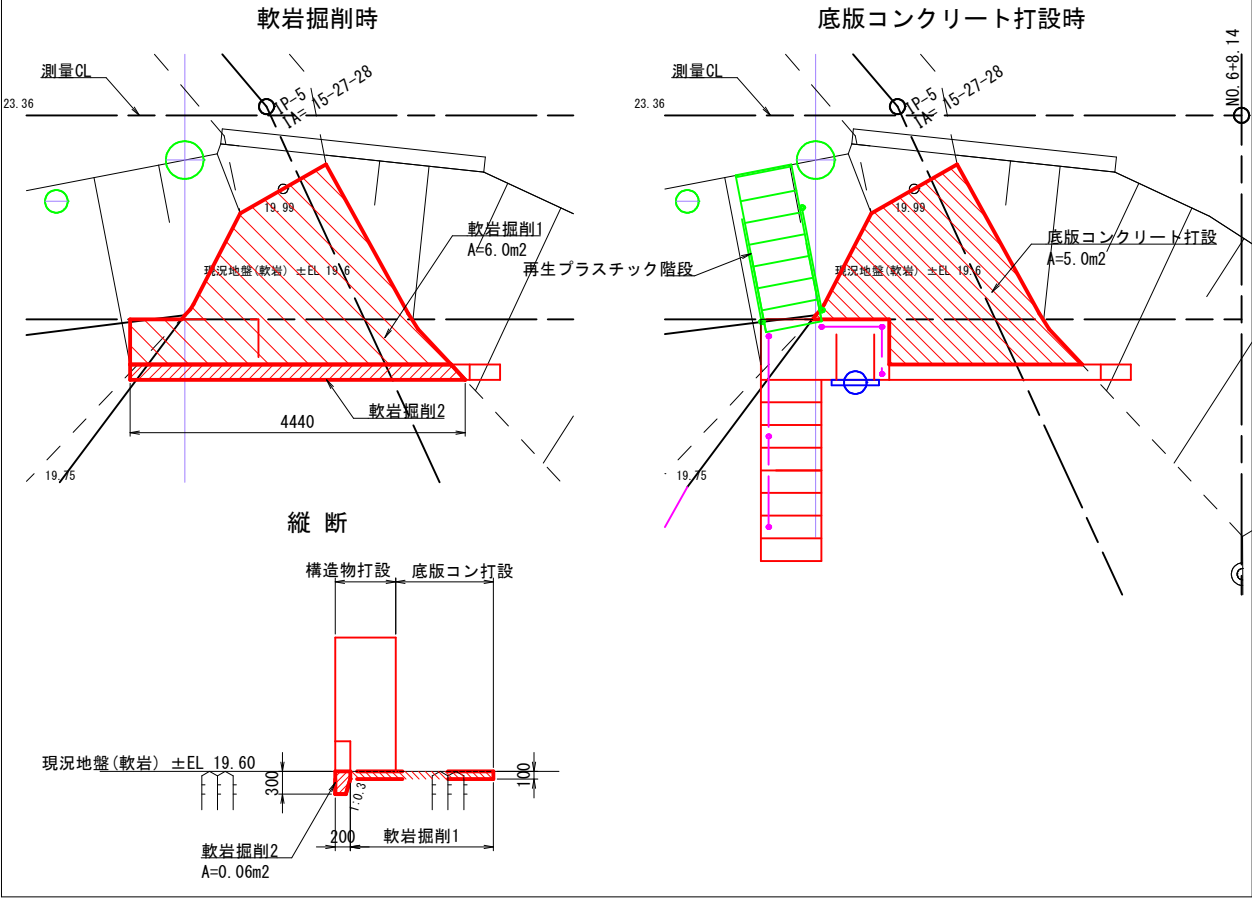
平面図



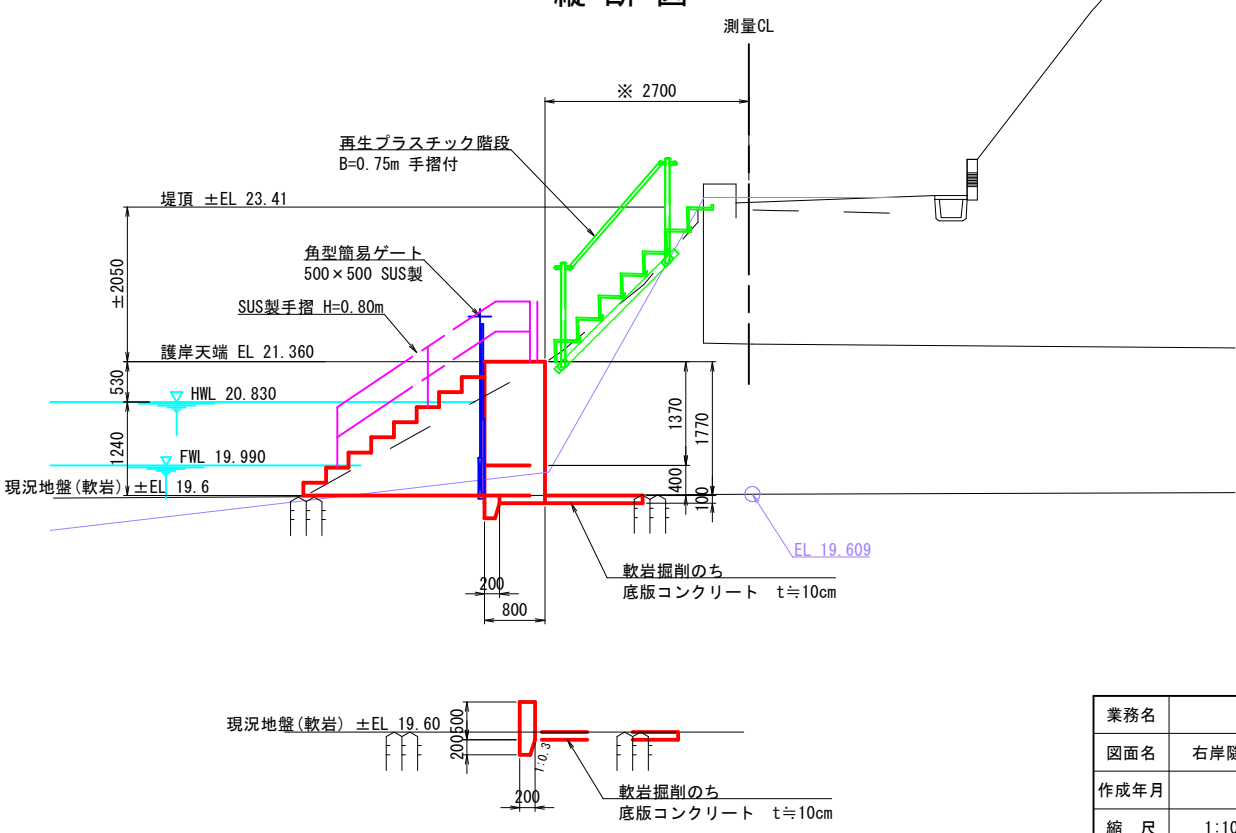
正面図



軟岩掘削・底版コンクリート打設工



縦断図



※ 施設設置位置は再生プラスチック階段からアクセスできる距離とする。

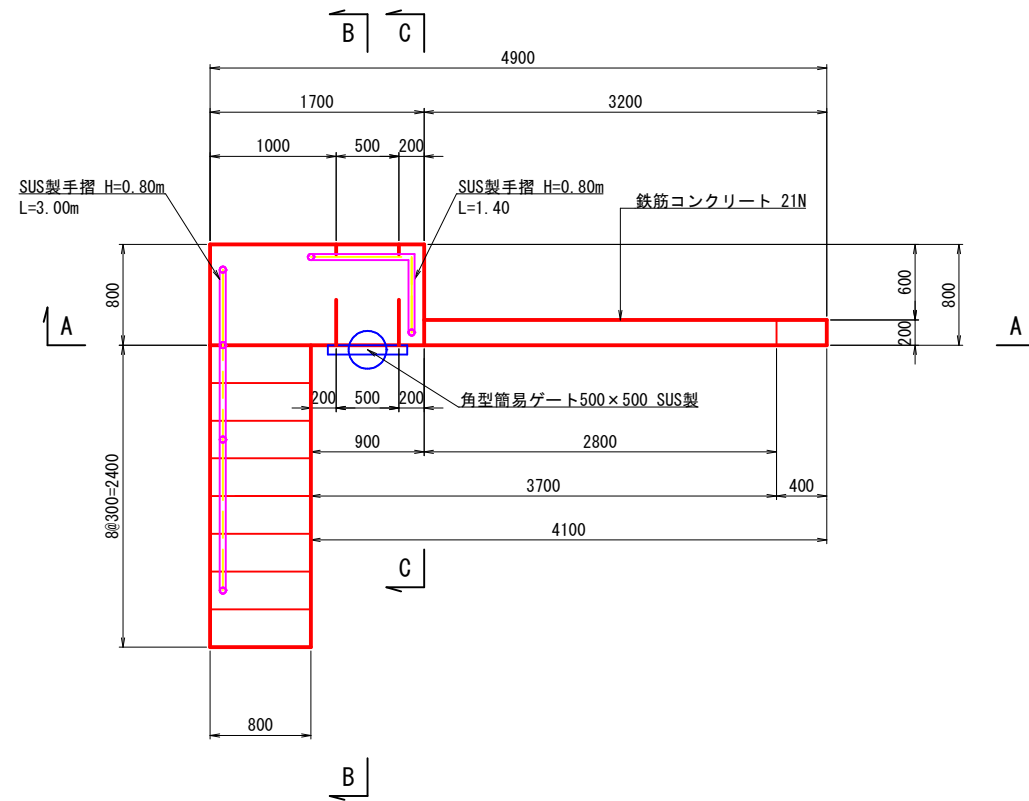
業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	右岸隧道 安全施設設置工 一般図		
作成年月			
縮 尺	1:100	図面番号	10
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

右岸隧道 安全施設設置工

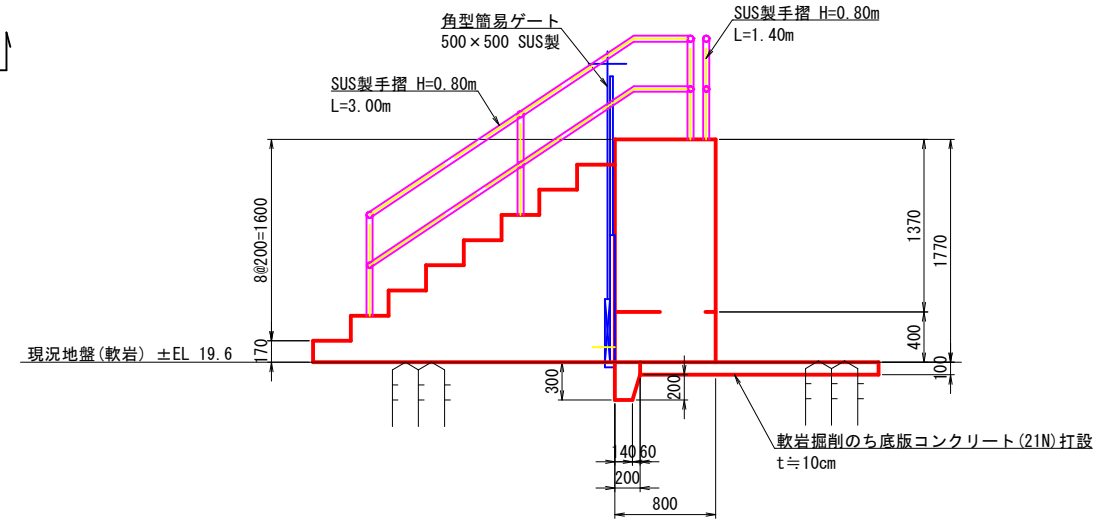
S=1:30

(構 造 図)

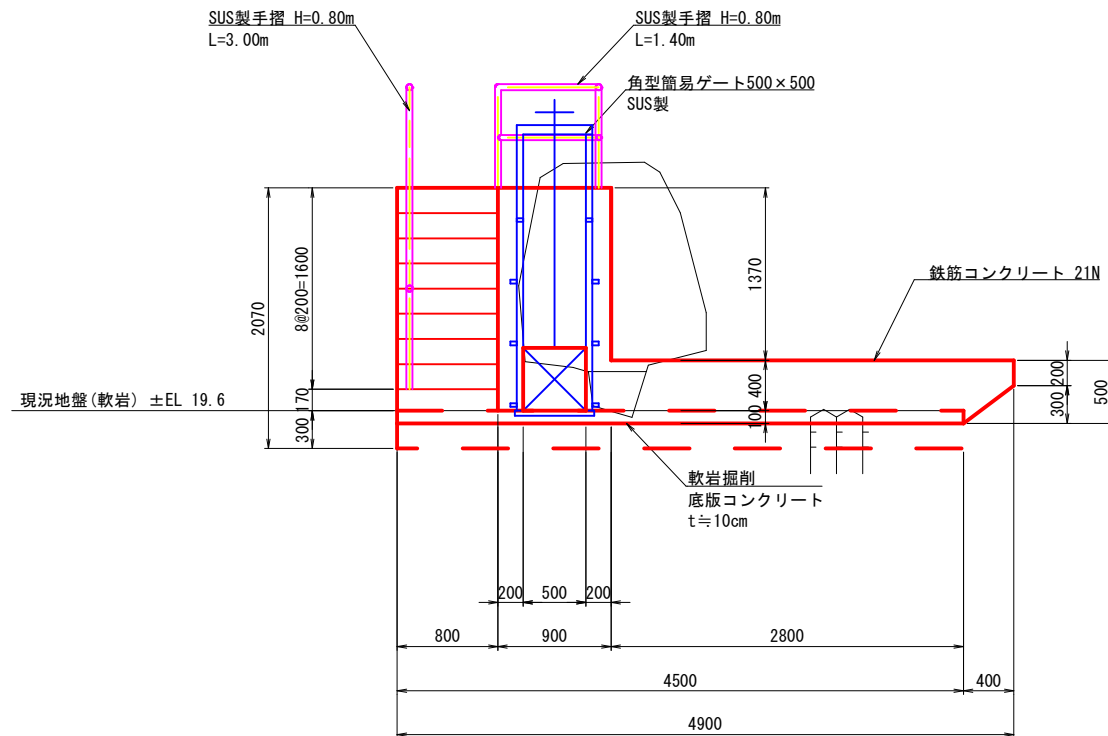
平面図



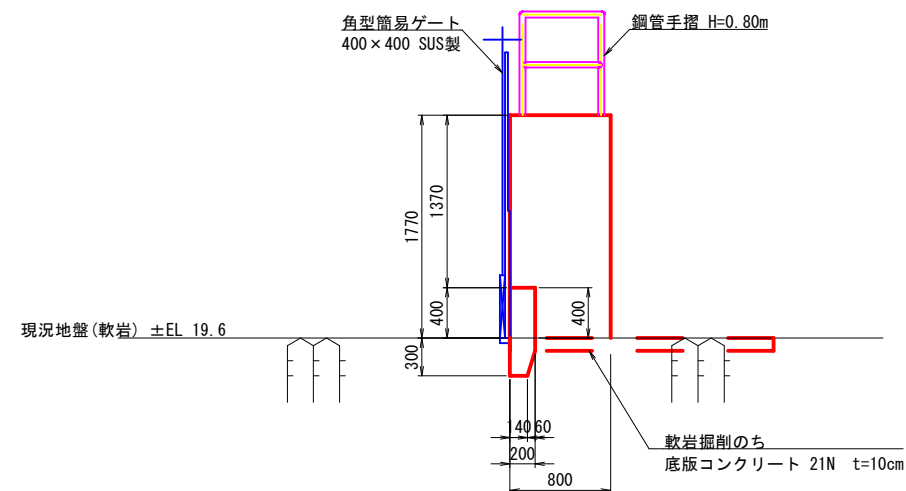
B - B 断面



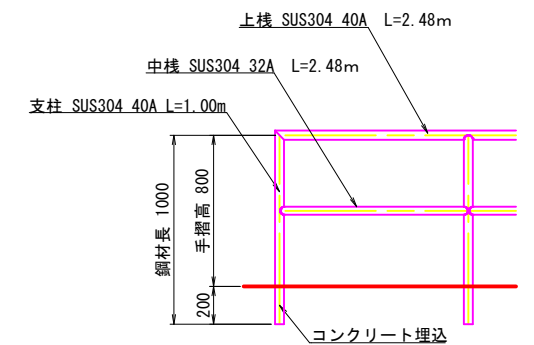
A - A 断面



C - C 断面



手摺 詳細図 S=1:20



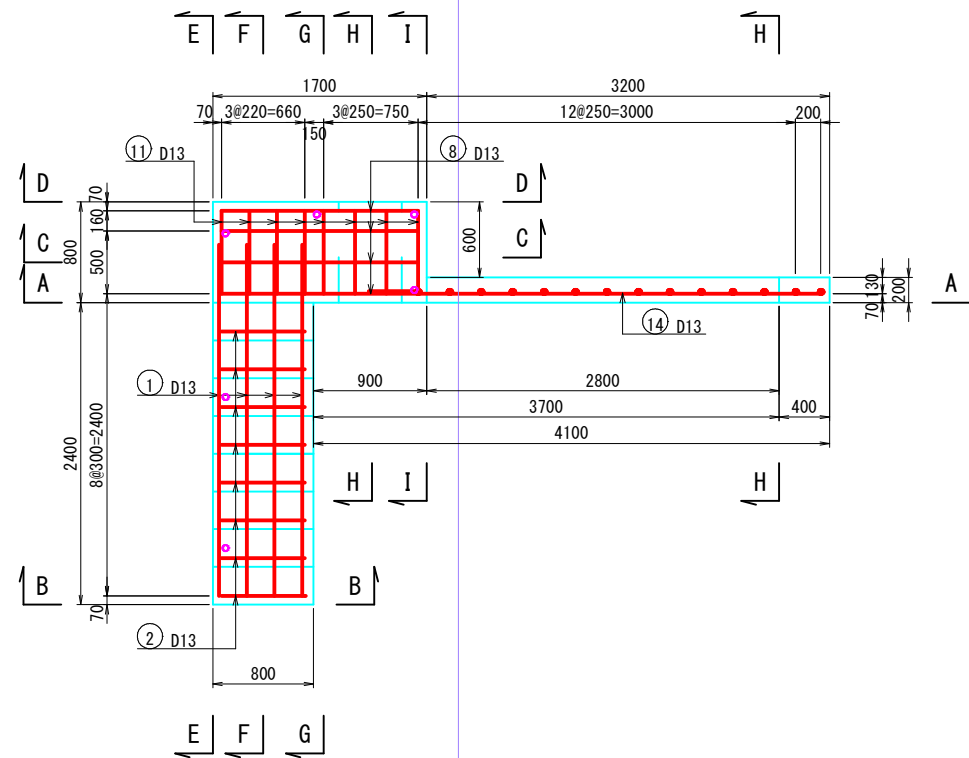
業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	右岸隧道 安全施設設置工 構造図		
作成年月			
縮 尺	1:30	図面番号	11
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

右岸隧道 安全施設設置工

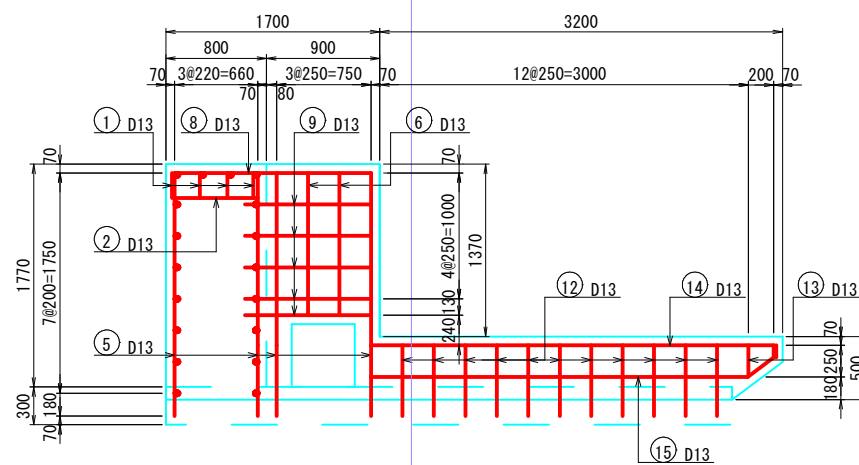
S=1:30

(配筋図1)

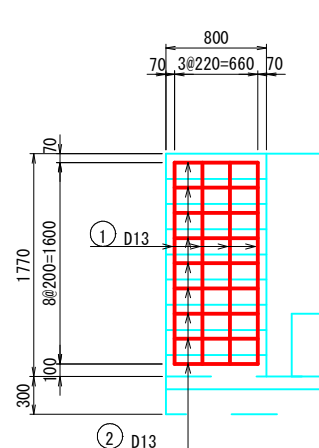
平面図



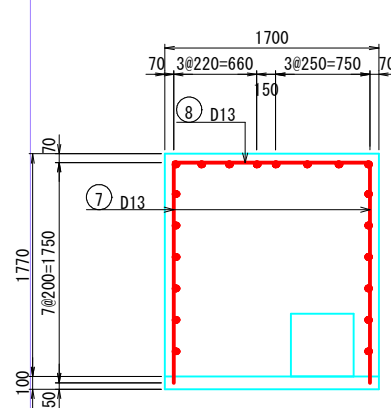
A - A 断面



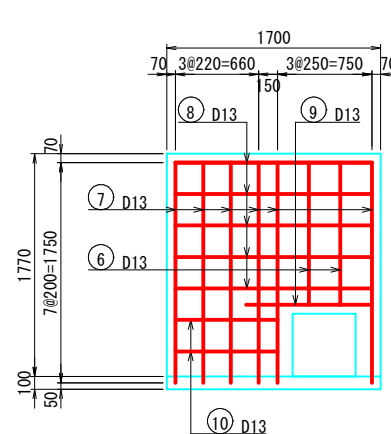
B - B 断面



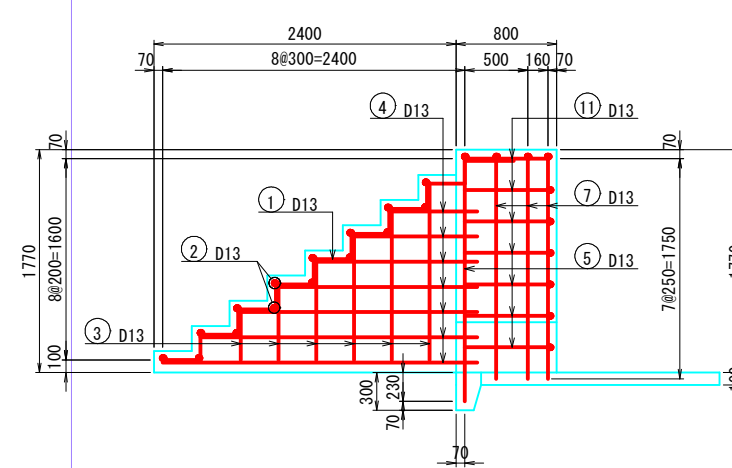
C - C 断面



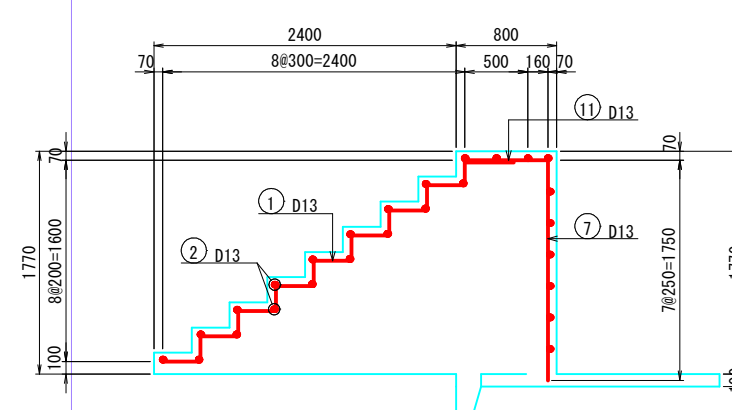
D - D 断面



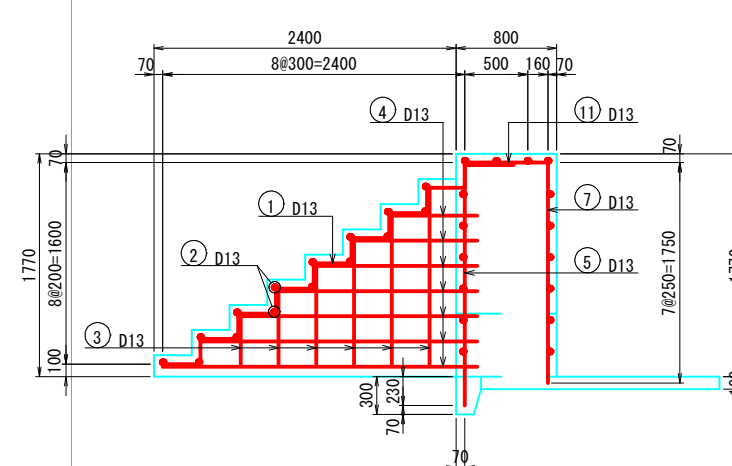
E - E 断面



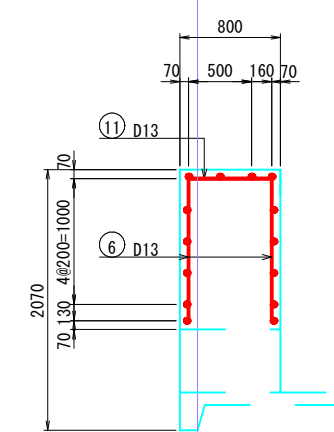
F - F 断面



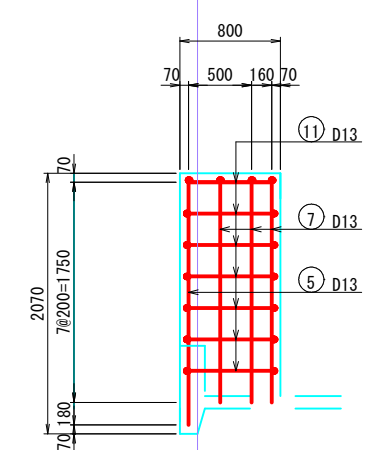
G - G 断面



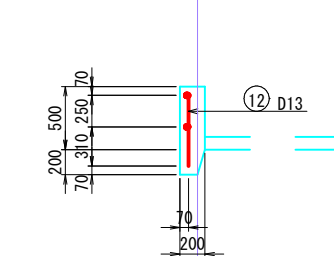
H - H 断面



I - I 断面



J - J 断面



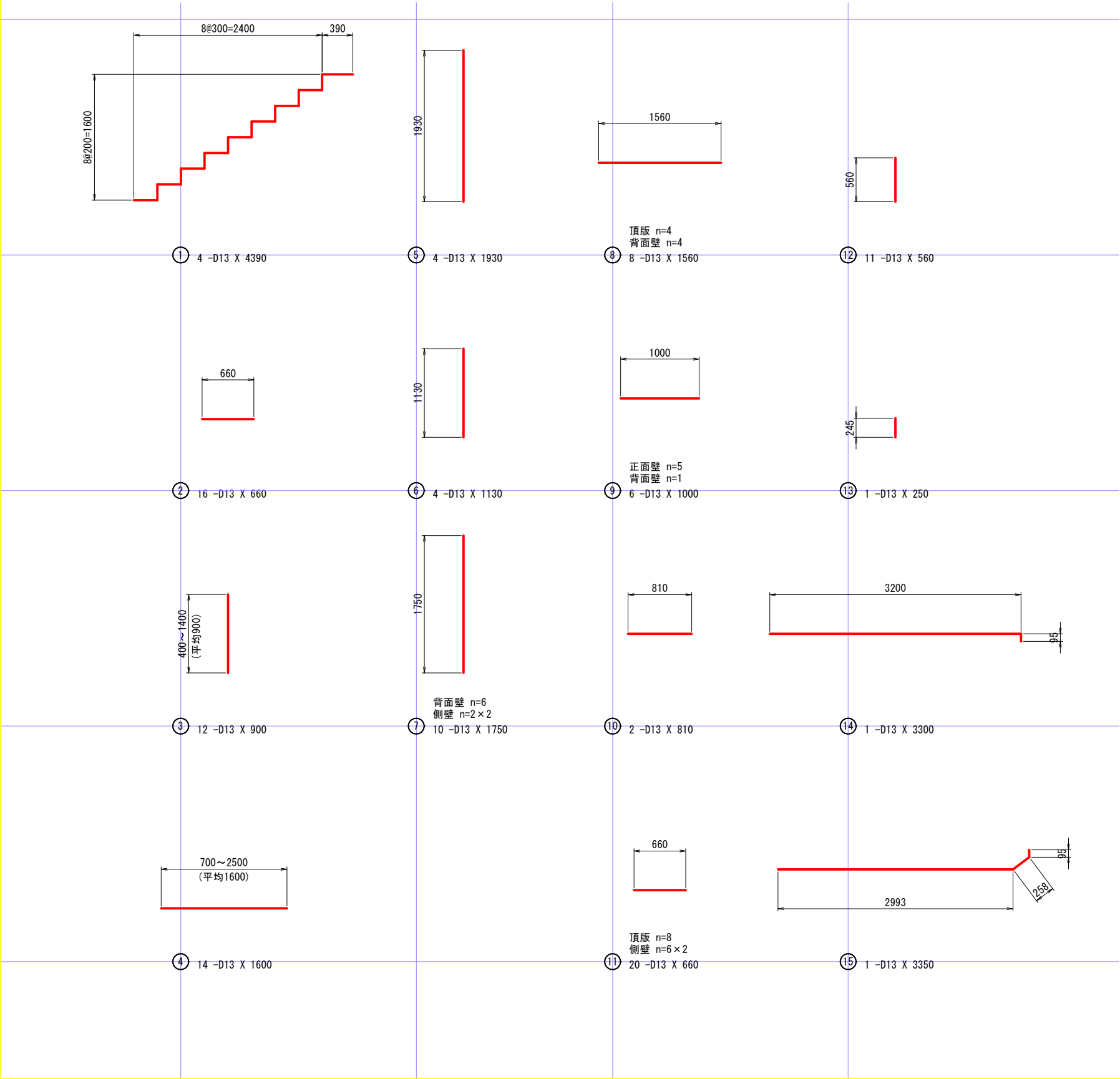
業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	右岸隧道 安全施設設置工 配筋図1		
作成年月			
縮 尺	1:30	図面番号	12 - 1/2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

右岸隧道 安全施設設置工

S=1:30

(配 筋 図 2)

加工図



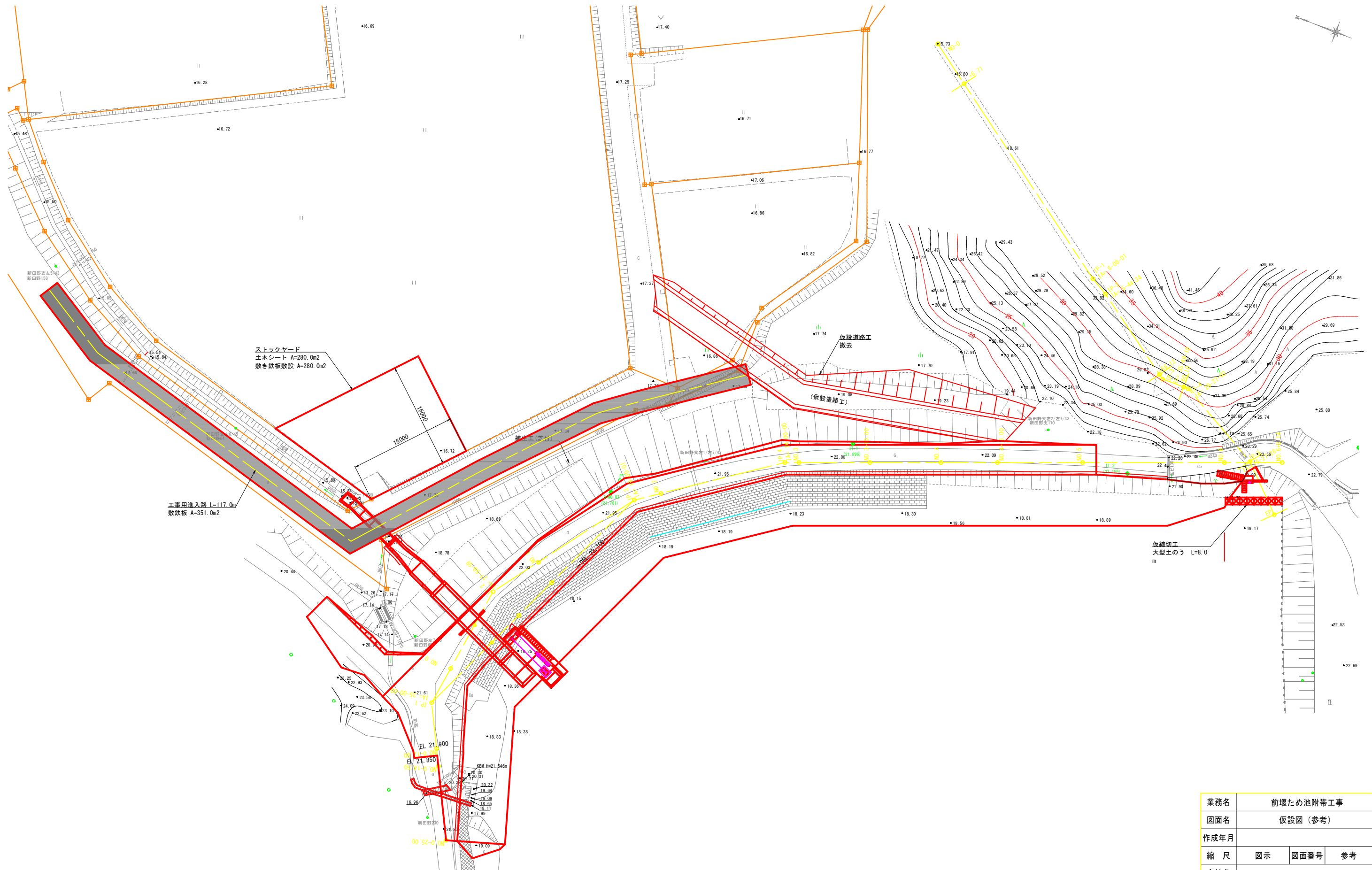
鉄筋質量表

種別	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
1	D13	4390	4	0.995	4.368	17.5	
2	D13	660	16	0.995	0.657	10.5	
3	D13	900	12	0.995	0.896	10.8	
4	D13	1600	14	0.995	1.592	22.3	
5	D13	1930	4	0.995	1.920	7.7	
6	D13	1130	4	0.995	1.124	4.5	
7	D13	1750	10	0.995	1.741	17.4	
8	D13	1560	8	0.995	1.552	12.4	
9	D13	1000	6	0.995	0.995	6.0	
10	D13	810	2	0.995	0.806	1.6	
11	D13	660	20	0.995	0.657	13.1	
12	D13	560	11	0.995	0.557	6.1	
13	D13	250	1	0.995	0.249	0.2	
14	D13	3300	1	0.995	3.284	3.3	
15	D13	3350	1	0.995	3.333	3.3	
合 計			D13	136.7	kg		
総質量				136.7	kg		

業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	右岸隧道 安全施設設置工 配筋図2		
作成年月			
縮 尺	1:30	図面番号	12 - 2/2
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		

仮設図5（4年目）

平面図 S=1:250



業務名	前堰ため池附帯工事		
図面名	仮設図（参考）		
作成年月			
縮 尺	図示	図面番号	参考
会社名			
事業所名	千葉県 夷隅農業事務所		